

令和 6 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての
調査研究

株式会社 野村総合研究所

令和 7(2025)年 3 月

目次

1. ...本調査研究の背景・目的及び手法	2
1.1. 背景・目的.....	3
1.2. 調査手法	5
2. ...固有の居場所における評価・検証に関する調査	10
2.1. 調査概要	11
2.2. 自己点検ツール案の作成	12
2.3. 自己点検ツール(今年度最終版)	26
3. ...地域全体の活動における評価・検証に関する調査	32
3.1. 調査概要	33
3.2. 中間目標・成果指標案の作成	34
3.3. 中間目標・成果指標(今年度最終版)	49
4. ...総括	52
4.1. 本調査の成果	53
4.2. 固有の居場所における評価・検証に関する課題	54
4.3. 地域全体の活動における評価・検証に関する課題.....	58
参考資料	61

1. 本調査研究の背景・目的及び手法

1.1. 背景・目的

1.1.1. 本調査研究の背景

我が国では、地域のつながりの希薄化、少子化の進展等の社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある。こどもの居場所づくりの緊急性と重要性が増している中、様々な地域で、地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われているが、同時に居場所づくりの検証が求められている。居場所づくりの検証は、居場所の質と量の両面からの充実を図る上で不可欠である。また、居場所づくりの検証によって居場所づくりの進捗状況や実態が明らかになることで、居場所づくりに対する地域社会の理解を促すことができる。

居場所づくりの検証については、令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針（以下、指針と表記）」において、「居場所づくりの検証はその必要性が高いものの、現時点で効果的な評価指標等として明確に定まっているものはなく、これをどのように行っていくのかは今後の重要な検討課題である。本指針策定後、国において必要な調査研究等を行った上で、こども・若者やこどもの居場所づくりの関係者の意見を聴きながら丁寧に検討することが求められる。」とされている。

こどもの居場所づくりの検証は「固有の居場所での活動」と「地域全体での活動」を分け、それぞれを対象として実施していくことが求められる。「固有の居場所での活動」については、個別の居場所が、指針で示される理念・性質に基づいた運営がされているのかという観点での点検を主目的とし、居場所の多様性や創造性を担保しながら、将来的には居場所が利用者に及ぼす影響についても評価していくことが求められる。現在、放課後児童クラブや保育所、児童館といった一部の居場所で類似の自己評価項目等が存在しているが、指針を踏まえた統一的な評価項目はなく、また現場のリソース不足等、運用面における課題も指摘されている。

「地域全体での活動」については、前提として、地域全体での居場所づくりの活動の推進を担う自治体や中間支援団体（自治体より委託を受けた社会福祉協議会等）、自治体と連携するNPO等（以下、自治体等と表記）が抱える課題として、居場所づくりに関する施策と、自治体が目指す最終的な目標（こどもへのインパクト、アウトカム等）の繋がりが複雑であり、実施したことの良し悪しの評価や、居場所づくりの施策として何をすればよいのかが分かりにくい、ということが課題としてあげられる。居場所づくりを通じて目指す最終目標は自治体によって異なるが、本調査研究ではこどもの自己肯定感やレジリエンスが向上し、安全・安心な環境で成長していくことなど、こどものウェルビーイングに関わることを全般を最終目標として想定している。最終目標を達成するための要因は多種多様であり、施策の実施から最終目標の達成までの因果関係は非常に複雑であるため、自治体等としては居場所づくりに関して実施している施策や、これから実施しようとしている施策が有効なのかどうか、判断が難しい状況にある。

1.1.1.2. 本調査研究の目的

前項の背景を踏まえ、本調査研究はこども・若者の居場所づくりを担う民間団体や自治体が、PDCA の構築・運用を図っていく上で参考となる例を示すことを目的として実施した。前述の通り、指針には固有の居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るための指標の双方が必要になると記載されている。本調査研究もこうした立場に則り、固有の居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るための指標の 2 つの側面から検討を行った。固有の居場所での活動を測るための指標については、居場所の多様性・創造性を担保した上で、固有の居場所における PDCA の構築・運用を補助するツールを検討することを目的として調査研究を進めた。

地域全体の活動を測るための指標については、指針が示す内容を具体的な目標としてブレイクダウンし、それらの達成度を測るための成果指標を検討することを目的として調査研究を進めた。前項の通り、自治体においては、居場所づくりに関する施策と、自治体が目指す最終的な目標（こどもへのインパクト、アウトカム等）の繋がりが複雑であり、実施したことの良し悪しの評価や、居場所づくりの施策として何をすればよいのかが分かりにくい、ということが課題としてあげられる。それらの課題の解決策として、こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来に対して、具体的にどのような点に留意し、何を推進していくべきかの道筋を示したものである指針の内容を中間目標として設定することで、自治体等は居場所づくりの施策設計が進めやすくなり、また実施した施策の評価もしやすくなると考えた。

1.2. 調査手法

1.2.1. 調査手法の全体像

1.2.1.1. 固有の居場所

固有の居場所については、その運営者を対象として想定し、居場所の多様性や創造性、こどもの権利など、指針に定められた居場所が備えるべき要素を満たしているかを、運営者が自己点検するためのツール（自己点検ツール）を検討した。

ツールの検討にあたっては、検討委員会（後述）でご意見をいただいた。また実際に様々な居場所の運営者に自己点検ツール案を用いた振り返りを実施いただき、その内容についてご意見をいただいた。

1.2.1.2. 地域全体の活動

地域全体の活動については、自治体等を対象に、地域全体での居場所づくりを推進するためには何を目標せばよいのか（中間目標）、その達成度をどのように定量的に検証できるか（成果指標）について、指針を踏まえて検討した。

中間目標・成果指標の検討にあたっては、固有の居場所と同様に、検討委員会（後述）でご意見をいただいた。また、居場所づくりにおいて先進的な取組を実施している自治体等にヒアリングを実施し、自治体等における居場所づくりの進め方や、中間目標・成果指標の案に対するご意見をいただいた。

1.2.2. 検討委員会の開催

1.2.2.1. 開催概要

こどもの居場所づくりにおける評価・検証の課題を整理するとともに、今年度の成果物について検討するため、有識者から構成される委員会を開催した。委員会の場では、調査方針や事務局にて作成した成果物等についてご意見をいただいた。またヒアリング調査結果や修正案について報告し、今後の課題等についても検討を行った。

1.2.2.2. 開催日程および論点

開催日程および各回の論点は以下のとおり。

回数	日程	形式	論点・議題
第1回	2024年11月18日 15時～17時	オンライン（Teams）	・ 調査概要説明 ・ 委員紹介 ・ 【固有の居場所】 自己評価チェックリストに係る議論 ・ 【地域全体の活動】 調査方針説明

第2回	2024年12月25日 14時～16時	対面（ワークスタイリング霞が関カンファレンスルーム）	・【固有の居場所】 自己点検ツールに係る議論 ・【地域全体の活動】 中間目標・成果指標案に係る議論
第3回	2025年2月14日 13時～15時	オンライン（Teams）	・【固有の居場所】 ヒアリング結果の報告 自己点検ツールに係る議論 ・【地域全体の活動】 ヒアリング結果の報告 中間目標・成果指標案に係る議論 ・関連調査のご共有 ・今後の課題、必要な対応に係る議論

なお、第2回と第3回の間に、委員会の書面開催として、自己点検ツールに関してご意見をいただいた。

1.2.2.3. 委員一覧

議論に参画いただいた検討委員は下記のとおり。※敬称略、五十音順

<委員>

氏名	所属
川口 寿弘	鳥取県鳥取市 総務部人権政策局 次長 中央人権福祉センター 所長
栗林 真由美	NPO 法人放課後アフタースクール 経営企画 事業統括 事業開発 調査研究担当
佐藤 麻理子	認定 NPO 法人 Learning for All こども支援事業部 エリアマネージャー
所 正文	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 事務局次長 地域福祉課長
早川 公	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
藤原 幹太	認定 NPO 法人カタリバ インキュベーション事業 コーディネーター

事務局は下記のとおり。

<事務局>

氏名	所属
霜越 直哉	野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 チーフコンサルタント
笹澤 恵	野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 シニアコンサルタント
一丸 紗月	野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 コンサルタント
渡部 成美	野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 コンサルタント
湯浅 誠	認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長
加賀 大資	認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 公共政策領域プロジェクトリーダー

<オブザーバー>※第3回のみ参加

氏名	所属
柳 煌碩	認定 NPO 法人 Learning for All

1.2.3. ヒアリング調査

事務局案の妥当性・有効性を確認するため、ヒアリング調査を行った。

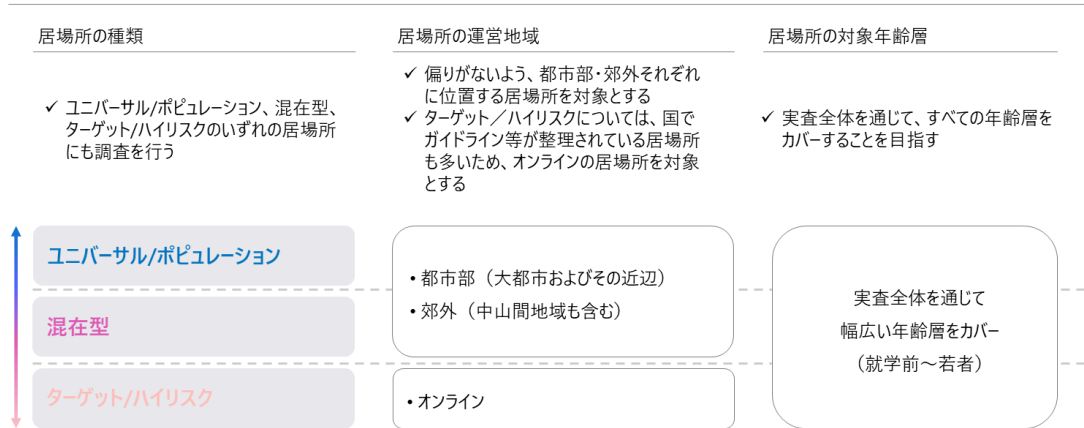
1.2.3.1. ヒアリング対象の抽出

1)固有の居場所に係るヒアリング調査

幅広い居場所に有効な成果物となるよう、実際に様々な居場所の運営者に自己点検ツール案を用いた振り返りを実施いただき、その内容についてご意見をいただくヒアリング調査を実施した。ヒアリング先は、種類・地域・対象年齢層に幅を持たせて抽出した(図表1)。

図表 1 固有の居場所に係るヒアリング調査対象の抽出方針

ヒアリング対象の抽出方針



2) 地域全体の活動に係るヒアリング調査

中間目標・成果指標案についてご意見をいただき、また居場所づくりに関する先進的な取組を把握するため、居場所づくりに関して特徴的な取組を行っている自治体等に対するヒアリングを実施した。ヒアリング先は居場所づくりの取組についてデスクトップ調査を行い、決定した。

1.2.3.2. ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングは対面とオンラインを併用して行った。ヒアリングにご協力いただいた団体・自治体等は以下のとおり。

図表 2 固有の居場所に係るヒアリング調査・対象

#	種別	対象年齢層	所在地	実施日時・形式
1	アフタースクール	小学生	藤沢市	対面
2	こども食堂・地域食堂	小学生	堺市	対面
3	こども食堂・地域食堂	未就学児～中学生	鳥取市	対面
4	オンラインの居場所	小中学生	—（オンライン）	オンライン（Teams）
5	生活支援	高校生	東京都板橋区	オンライン（Teams）

図表 3 地域全体の活動に係るヒアリング調査・対象

#	ヒアリング対象	実施日時・形式
1	堺市社会福祉協議会	対面
2	世田谷区	オンライン（Teams）
3	徳島県	オンライン（Teams）
4	杉並区	オンライン（Teams）

2. 固有の居場所における評価・検証 に関する調査

2.1. 調査概要

2.1.1. 調査の全体像

居場所における PDCA サイクル構築・運用を支援するため、居場所の運営者自身が、居場所が持つべき要素を備えているかを自己点検するためのツール（振り返りの項目やワークシート）を作成した。

調査の前提として、まず、子どもや若者にとって、その場が「居場所」となるかどうかは本人が決めるものであり、居場所には多様性が求められる。地域ごとにニーズや特性が異なることを踏まえ、多種多様な居場所づくりが実践されている。それぞれの居場所には異なる目的や機能があり、運営方法や状態に唯一の正解はない。

一方で、居場所づくりを推進するための基本的な事項や視点が指針として示されている。指針で示されている 4 つの視点や、各視点に共通する事項は、どのような環境で生まれ育ったとしても、全ての子どもや若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長を遂げ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を実現することを目指して策定されたものである。

現在、学童や児童館など一部の居場所では、ガイドラインやチェックリストが整備されている。しかし、居場所づくりにおいて何に気を付けたらよいか、どのように改善すればよいかかわからない居場所（運営者・スタッフ等）も一定数存在していると考えられる。そのような居場所においては、指針に記載の基本的事項や基本的な視点を現場でどのように反映すればよいのが課題となっている。この点を踏まえ、本調査では居場所づくりの改善に役立つツールの調査を行った。

調査では、まず、指針や、居場所に関する既存のチェックリスト・ガイドライン等を参照しながら、自己点検で網羅すべき観点について検討した。次に、それらの項目を、居場所の状況に合わせ、段階を踏んで確認できるよう整理した（当初は「自己評価チェックリスト」として作成）。

上記の初案は、第 1 回検討委員会でいただいたご意見を踏まえ、修正を行った。修正版では成果物の主な利用想定者を、チェックリスト・ガイドライン等がまだあまり整備されていない居場所とし、より基礎的な内容を確認することができるように、振り返りの観点や成果物の構成を変更した（修正版より「自己点検ツール」として作成）。

その後、計 5 つの居場所にご協力いただき、実際に自己点検ツールを用いた振り返りを行っていただくことで、ツールの有効性を確認した。また、検討委員会を书面開催し、委員から自己点検ツールに対するご意見を募った。5 つの居場所での調査および委員から受けた意見を踏まえ、再度修正を行い、今年度の最終版とした。

2.2. 自己点検ツール案の作成

2.2.1. 自己評価チェックリストの作成

初案として、「自己評価チェックリスト」を作成した。

自己評価チェックリストは、様々な居場所に適用できるよう指針を参考にしながら項目を作成した。また、居場所運営の改善に繋げやすい形式を検討した。

2.2.1.1. 網羅すべきチェック項目の整理

様々な居場所で利用できる内容とするため、原則として指針を参照して作成した。ただし、指針の 4 つの視点には、固有の居場所ではなく自治体等が対応すべき事項も含まれているため、自己評価チェックリストの作成に際しては、「固有の居場所」が取り組むべき内容のみに着目した。また、指針の内容をより詳細に記載することで運用改善につながると考えられる点（こどもの安心・安全、等）は、放課後児童クラブのガイドラインをはじめとする他のチェックリスト・ガイドラインも参照して内容の充実化を図った（図表 4）。

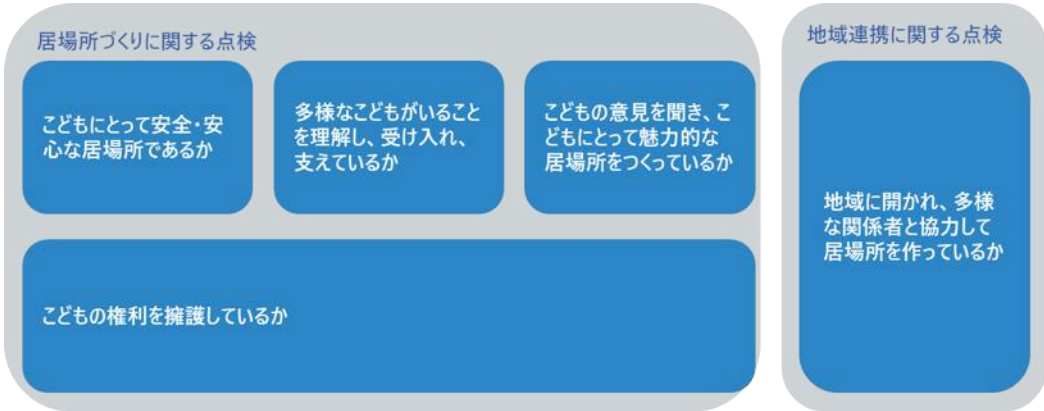
図表 4 自己評価チェックリスト チェック項目の検討における参考資料

#	資料名	内容
1	放課後児童クラブ 自己点検チェックリスト	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備および運営に関する基準において実施が求められている、各放課後児童クラブの自己点検に用いる評価チェックリスト。
2	放課後児童クラブ 第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン・チェックリスト	社会福祉法人全国社会福祉協議会の「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討された、放課後児童クラブの第三者評価の導入・実施について記載されたガイドライン及びチェックリスト。
3	放課後児童クラブ_第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン・チェックリスト	同上
4	新・保育環境評価スケール④（放課後児童クラブ）	アメリカとカナダの研究者らによって開発された、こどもに対して親以外の大人によって提供されるケアの質を評価する指標。

単にチェック項目を羅列したものでは使いにくいと考えられるため、チェック項目をカテゴリーに整理することとした。まずは指針に示されている 4 つの視点（ふやす、つなぐ、

みがく、ふりかえる）で整理することを検討したが、指針は地域（自治体等）が実践すべき内容も含んでいることや、各視点に共通して含まれる要素があるため、固有の居場所の運営者にはわかりづらいのではないかと考えた。固有の居場所で重視すべき内容を端的に表現することを目的とし、チェック項目を5つのカテゴリーに分類した（図表5）。

図表5 自己評価チェックリストのカテゴリー



2.2.1.2. 自己評価チェックリストの形式の検討

チェックリストの形式として、①チェック項目が一覧化されているもの、②段階別にチェック項目が分類されているもの、が考えられる（図表6）。本調査の成果物は、それぞれの居場所が現在実践できていないことを単に洗い出すだけではなく、居場所の運営者自身が運営改善のための次のアクションに繋げられるものにする必要がある。また、居場所の状況（事業期間・規模・対象・内容、等）に合わせて自己点検や運営改善ができるようにする必要がある。そのため自己評価チェックリストは、一覧ではなく、最低限満たすべき要素とその発展形という段階別に設定することが望ましいと考えた。

図表6 自己評価チェックリストの形式の候補

形式	メリット	デメリット	例
① 一覧	- 対応すべき事項がわかりやすい - シンプルでチェックしやすい・運用しやすい	「これだけでできていればいい」と受け取られる可能性がある - 全ての居場所での対応が必要な項目と、居場所の状況に応じて参照の要否が異なるチェック項目の区別がしづらい	放課後児童クラブ 自己点検チェックリスト、等
② 段階別	- それぞれの居場所の状況に応じて利用できる - 運用改善のための次のアクションが検討しやすい	各段階の基準・内容のすり合わせが必要	新・保育環境評価スケール、等

具体的には、チェック項目を「一定程度できている」「十分にできている」「さらなる取組

へのヒント」という3段階に分類する形式を取った（図表7）。まずは「一定程度できている」状態であるかを確認しつつ、次の段階も示されていることで、居場所の運営状況や意向に応じて、運営を改善・発展させていく手掛かりになることを狙った。

図表7 自己評価チェックリストでとった段階

	一定程度できている	十分にできている	さらなる取り組みへのヒント
対象	全ての居場所において確認することを求める		種別・ターゲット層・実施内容等によって、参照する内容が異なる
詳細	- これから居場所づくりを始める人も含め、居場所づくりに関わる全ての人が遵守し、全ての居場所が最低限満たすべき項目 - 具体的には、指針で記載されている内容について「決まっている」「知っている」「理解している」状態になっているかを点検するチェック項目	- 既に居場所を運営している人が、居場所づくりの取り組みを改善・規模を拡大していく際に、実践してもらいたい項目 - 具体的には、文書化された指針に基づいて拠点内で取り組んでいる等、<u>行動している・仕組みがある・日常的な実践のための工夫がある状態になっているか</u>を点検するチェック項目	- 運営が安定し、居場所の特性に合わせた独自性を求めたい人・さらなる改善をしたい人が、取り組みのヒントとする項目 - 先進事例の紹介

2.2.2. 自己評価チェックリストに係る検討委員会における議論

2.2.1に記載の「自己評価チェックリスト」について、第1回検討委員会にて議論を行った。委員からは、「チェック項目の量が多く、難易度が高い」「基本的なポイントを押さえる段階を増やした上で、全体の項目の数を減らすべき」といったご意見をいただいた。その他、いただいた主なご意見は下記のとおり（図表8）。

図表8 第1回検討委員会でいただいた主なご意見

網羅すべき チェック項目	チェック項目の量が多く、難易度が高い - チェック項目が専門的で、ボランティアな活動には難しい印象 - チェック項目を絞り、重要なところに集中すべき - ボランティアな活動の自主性と多様性を尊重すべき - チェックリストがガイドライン化しないように注意すべき 追加すべき・重視すべき要素がある - スタッフの安心安全も考慮すべき。 - 多様な子どもへの理解が必要で、外国ルーツの子どもや性の多様性への配慮が求められる - 居場所づくりは人が重要であり、コーディネーション機能の担保が必要 - こどもの声を反映する視点が重要 - こどもの権利を具体化し、居場所の理念をアップデートする必要がある チェックリストが対象とする居場所を改めて整理すべき - ボランティアな居場所と行かなければならない居場所を分けて整理してもよいのでは - 利用者である子どもに対するチェックリストの導入も一案
チェックリストの形式	基礎となる前段階を追加すべき - 簡単なチェック項目を追加し、問口を広げる（ボランティアでも受け入れやすいように変更する）ことが重要 誰がどのように使うか、検討すべき - 社員、アルバイト、ボランティアそれぞれに応じた項目が必要 - チェックの手順イメージを事務局で作成し、誰がどのように行うかを明確にすることが重要 使いやすい工夫をすることも重要 - フォーマットやデザインが重要

2.2.3. 自己評価チェックリストの見直し、自己点検ツール案の作成

第1回検討委員会でいただいたご意見を踏まえ、成果物の利用者や形式について修正を行った（図表9）。

まず、初案の自己評価チェックリストのチェック項目は、特にボランティアな活動を行う居場所にとっては難易度が高く、チェックリストが対象とする居場所を改めて検討するべきではないかという指摘があった。本調査においては、ガイドライン・チェックリスト等がまだあまり整備されていない居場所に向けた成果物の作成が急務と考え、これらの居場所を成果物の主な利用者と想定することにした。チェック項目もこの点に基づき精査し、大きなカテゴリー（図表5参照）は変えないものの、具体的な項目を再考した。

難易度に関する指摘や、成果物の利用者を再考したことを踏まえ、チェックリストの段階についても、より基礎的な段階を置くこととした。具体的には、こどもに関わる人全員が守るべき基本的な視点・事項を第一段階（ステップ1「みんなでやろう」）とし、さらに発展させたい居場所向けのヒントを示す段階（ステップ2「できるといいね」）を設定した（図表10）。

さらに、満たすべき要件を確認するものとして想起されやすい「自己評価チェックリスト」という名称ではなく、それぞれの居場所における振り返りを補助するものであることを明確にするため、「自己点検ツール」という名称に変更した。

図表9 第1回検討委員会での議論を踏まえた主な修正点

主な修正点	委員会でいただいたご意見等	修正方針
主に想定する利用者	- 自己点検チェックリストは学童のガイドラインを参照していることもあり、チェック項目が専門的でボランティアな活動には対応が難しい - チェックリストが対象とする居場所を改めて整理すべき	主要な想定利用者を、ガイドラインやチェックリスト等が整備されていない居場所とした（例：こども食堂、プレイパーク等）
指標の段階	居場所づくりの基礎となる意識が確認できるような一つの段階を追加すべき	- ボランティアスタッフも含め、こどもに関わる人全員が守るべき基本的な視点・事項（ステップ1）と、次の活動のヒント（ステップ2）の2段階の形式とした - 当初案の「更なる活動のヒント」については、想定利用者に対して内容がそぐわない・対応難易度が高い等から、指針に明記されている内容のみをステップ2に記載することとした
チェックリストの形式	現場が使いやすい工夫をすることも重要である	- ステップ1はこどもに関わる人全体での振り返りを行うことを想定し、ワークシート形式とした - ステップ2は、どのような活動をするかは居場所の目的や状況によってさまざまであるため、ワークシート等は用意せず、活用方法は現場に委ねることとした

図表 10 第 1 回検討委員会での議論を踏まえた形式の修正

ステップ	「みんなでやろう」	「できるといいね」
各ステップの位置づけ	- 既に居場所を運営し始めている人が、居場所づくりの振り返りで使うことを想定。 - 運営者だけでなく、こどもに関わる全ての人（参加者など）に守ってもらいたい/意識してもらいたいポイントを記載。 ※居場所の様子を多角的に確認するために、なるべく多くの方を交えて振り返りを実施できるようワークシート形式のツールを用意。 ※多くの方を交えて実施することを推奨するが、実施方法（可能なメンバーのみ集まる、責任者が全体を確認する等）は現場に委ねる ※「この通りに進めるべき」と強制するものではなく、あくまで振り返りのための材料とする	「みんなでやろう」を踏まえ、もっといろいろな活動をしてみたい人が今後の活動のヒントとすることを想定。 ※どのような活動をするかは居場所の目的や状況によってさまざまであるため、ワークシート等は用意せず、活用方法は現場に委ねる

修正の結果、自己点検ツール案は、5つのカテゴリごとに、また「みんなでやろう」「できるといいね」というそれぞれの段階について、居場所の運営者が自身の活動を振り返るポイントを示す形式となった（図表 11）。また、実際の振り返り場面を想定し、振り返りのポイントだけではなく、その解説・具体例の一覧と、振り返りを行いやすくするためのワークシートを付すこととした。ワークシートは、第一段階であるステップ 1「みんなでやろう」の各振り返りポイントについて、現在の状況や今後に向けた取組を考え、実際の行動に移せるよう優先度を定める形式とした（図表 12）。なお、第二段階であるステップ 2「できるといいね」は、取組をさらに発展させたい居場所向けのヒントという位置づけであるため、ワークシートはステップ 1「みんなでやろう」のみ作成した。

図表 11 自己点検ツール案 振り返りのポイントの全体像

カテゴリ	振り返りのポイント	
	「みんなでやろう」	「できるといいね」
こどもの権利を擁護しているか	こどもの権利を知ろうとしているか	- スタッフが、こどもの権利について学ぶ機会を設けているか - こどもの権利について、こどもが声をあげやすい環境になっているか
こどもにとって安全・安心な居場所であるか	- こどものからだところの安心・安全が守られているか - こどものプライバシーが守られているか	- 場所を運営するに当たっての理念や担い手の行動規範を言語化・共有しているか - こどもを取り巻く環境に目を配り、環境変化に対応した運営を行っているか
多様なこどもがいることを理解し、受け入れ、支えているか	- 多様なこどもがいることを理解しているか - 特別な支援が必要なこどもに対して支援を行っているか・支援機関に繋いでいるか	- 居場所に来ているこどもの個性や特性、必要なケアに配慮した居場所づくりを行っているか - 環境が変化してもこどもが居場所を失わないようになっているか
こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか	こどもの意見を聞き、こどもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	- こどもが気持ちや意見を表明しやすい環境になっているか - こどもが居場所と思えるような居場所づくりになっているか
地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	- 地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか - 地域と連携して居場所をこどもに届けているか	- こども・若者のために何かが活動したいと思っている地域の人々を巻き込んでいるか - 地域の様々な居場所と協力しているか

図表 12 自己点検ツール案 ワークシートの使い方(一部抜粋)

【振り返りのポイントとその詳細】 ➤ 振り返りのポイントとその意味、取組例を記載しています。			【書きこみスペース】 ➤ 話し合った結果をそれぞれの箇所に書いてみてください。 ➤ 振り返りのポイントに対応する現在の状況や、今後の取組を考えるヒントとして、左側の「具体的な取組例」を参照してください。		
カテゴリー	ポイント	解説/具体的な取組例	現在の状況の振り返り 「ポイント」に記載の内容が現在居場所ですどのように実践されている（できていない）か、振り返りながら現状を記載する	今後に向けた取組 「現在の状況の振り返り」を踏まえ、今後どのような取組を行うことができるか、解説も参考にしながら記載する	優先度 （取組みの順番） 「今後に向けた取組み」をどの順番で実施するか記載する
子どもの権利を擁護しているか	子どもの権利を知ろうとしているか	子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わるおとなが広く、子どもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 <具体例> ・「子どもの権利」という言葉を知っている。 ・子どもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の社会ではない、とわかっている。 ・「しつけ」のためであっても、子どもに暴力を振るうのは、親であっても犯罪であることを知っている。 ・「子ども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。			
		居場所は、子どもにとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要があります。また、スタッフのからだこころの安全を守ることも留意しましょう。 <具体例> ・子どもを大事に思っている ・子どもを可憐に・怒鳴らない ・子どもを「何も知らない」「何もわかっていない」と扱わない			

2.2.4. ヒアリング調査

2.2.4.1. ヒアリング調査の概要

2.2.3 に記載の自己点検ツール案について、実際の居場所における使用感や、振り返りポイント等の内容が有効・妥当であるかを確認するため、固有の居場所を対象にヒアリング調査を実施した。幅広い居場所に有効な成果物になるよう、居場所の種別や地域・参加者の年齢層等に幅を持たせて調査先を決定した（図表 13、調査先選定の考え方は 1.2.3 に記載）。

図表 13 固有の居場所に係るヒアリング調査・対象(再掲)

#	種別	対象年齢層	所在地	実施日時・形式
1	アフタースクール	小学生	藤沢市	対面
2	こども食堂・地域食堂	小学生	堺市	対面
3	こども食堂・地域食堂	未就学児～中学生	鳥取市	対面
4	オンラインの居場所	小中学生	—（オンライン）	オンライン（Teams）
5	生活支援	高校生	東京都板橋区	オンライン（Teams）

2.2.4.2. ヒアリング調査の進め方

調査先には、①自己点検ツールの試用と、②試用の結果を踏まえたご意見を伺うためのヒ

アリングを依頼した。調査にあたり、以下の資料を事前送付した。

図表 14 ヒアリング使用資料

- ・ 本事業説明資料
- ・ 自己点検ツール説明資料
- ・ 自己点検ツールに記載された振り返りポイントやその解説および具体例の一覧
- ・ 試用時に振り返りの結果を書き込むワークシート

①は、調査先が主体となって行った。可能な場合は事務局も同席した。同席が難しい場合も、②のヒアリングの前に試用の結果を書き込んだワークシートを事務局へ共有いただき、実際の振り返りがどのように行われたかを把握した上でヒアリングを行った。

②では、試用の感想の他、自己点検ツールの内容や使い方に関するご意見、調査先で普段行われている振り返り活動について伺った（図表 15）。ヒアリングは対面、もしくはオンラインで実施した（前述の図表 13 参照）。

図表 15 主なヒアリング項目

- ✓ 自己点検ツールを使ってみた感想
- ✓ 自己点検ツールの振り返りのポイントに対するご意見
- ✓ 自己点検ツールの使い方に対するご意見
- ✓ 居場所で普段行っている振り返りに関する活動
(振り返りの内容や、その内容をどのように設定したのか／実施する上で注意していること)

2.2.4.3. ヒアリング調査の結果

自己点検ツール案の試用を通じて、実際に振り返りを行う際に使いづらい点やわかりづらい点を把握した（図表 16）。

まず、自己点検ツール案自体について、自己点検のような振り返りの作業に慣れていない場合にはサポートが必要なことがわかった。振り返りの進め方としては、優先度を検討することが難しいという意見が複数の調査先であがった。

振り返りポイントの内容については、特に「こどもの権利を擁護しているか」というカテゴリについて意見が寄せられた。具体的には、「こどもの権利」に馴染みが薄いため、もう少しわかりやすい言葉で書き下したり、動画やパンフレット等の説明資料を紹介したりするとよいのではないか、という意見が多くあがった。特に、ボランティアスタッフを中心

に運営されている居場所では、「こどもの権利」をどのように捉えたらよいのかわからず戸惑った、という意見があがった。自己点検ツールに記載されている具体例自体は自然に実践していることであっても、「こどもの権利」「こども基本法」「子どもの権利条約」といったあまり身近では無い言葉で記載されていると、日々の活動との結びつきを振り返りづらく、理解に時間がかかったという声が多かった。

ただし、全体としては、振り返りを行うことについて好意的な意見が寄せられた。「振り返りによって業務の棚卸しができた」「居場所において何ができていて何ができていないかが明確になり、取り組むべき事項についてメンバー内での合意が取れた」「居場所づくりを始めたばかりのことを思い出し、前向きな気持ちになれた」等、自己点検ツールを使用した調査先では、振り返りを行うことの意義が実感されていた。

図表 16 ヒアリングでいただいたご意見

自己点検ツールの構成	ファシリテートの補助があると進めやすい ・ 振り返りの作業に慣れていないので、ガイド動画のようなものがあるとよいのではないか。 優先度の検討が難しかった ・ いずれも重要な項目なので、「優先度」を順位付けすることが難しかった。取り組みたいことをいくつか選ぶなどがよいのでは。
自己点検ツールの各ポイント	こどもの権利は馴染みが薄く、補足資料が必要 ・ こどもの権利について、馴染みがないので話しづかった。具体例を見ると日常の中で自然に実践していることだが、「こどもの権利」や「こども基本法」「条約」などと表現されると戸惑いが生まれる。 ・ こどもの権利とはなにか、という具体的な説明、動画やコンテンツがあった方がよいのではないか。ガイドコンテンツがたくさんあるので、紹介されているとよい。
使用感・感想	振り返りの重要性を実感 ・ 振り返りを通じて、こども食堂を始めた当初の思いに立ち返ることができた、前向きな気持ちになることができた。 ・ このツールは、運営に加わるにあたって知っておいた方がよいことをまとめておくものとしての価値もあるだろう ・ 実施すべき事項の棚卸しをすることができた。 ・ このような形で活動を振り返ることで、課題の発見や次に繋がる意見が出る。 ・ 普段自分たちが何を意識していて、何を意識していないのが可視化できた。意識できていなかったポイントの中でも、重要なポイントを優先的に取り組んでいく必要があるという共通認識が取れた。

2.2.4.4. 個別のヒアリング調査結果

各調査先でのヒアリング結果は下記のとおり。

1) アフタースクール)

項目	詳細
普段の自己点検・振り返りについて	- 月に一度、スタッフ間での情報共有や直近で起きた出来事の共有を目的としたミーティングを実施している。個別事案への対応方針等が中心であり、ぶつ切りのような感覚はある。 - 振り返りのためのツールは使っていない。 - ロングミーティングはスタッフ全員で実施しているが、大学生などのボランティアも含めた高めあいは難しいのが現状。
自己点検ツールに対するご意見【全般】	- 居場所の状況は非常に多様である。どのような方向性に向かうことが求められているか、居場所の現状の状態と条件によって、振り返りの質が変わってくるのでは。統一の物差しで考えることはできるのか。 振り返りに参加するメンバーによって振り返りの質に差が出るのでは。自分たちは勤務経験も長く、日頃からよく対話しているので、このツールをもとに考えを深めることができたが、経験の浅いスタッフは難しいのではないかと。もう少し補助があってもよいのではないかと。
自己点検ツールに対するご意見【各ポイントについて】	こどもの権利について、馴染みがないので話しづらかった。具体例を見ると日常の中で自然に実践していることだが、「こどもの権利」や「こども基本法」「条約」などと表現されると戸惑いが生まれる。 - 身近なテーマの方が話しやすい。一方で、普遍的に重要な項目を先に話すことで場が引き締まったり、自分自身の経験を軸にして話す場ではないという共通理解が生まれる。 - 前提として、日常の活動が学校内であり、地域に出られない学童としては、地域に関する記載に違和感があった。地域とのつながりという条件がそろう居場所は、少ないのではないかと。
その他	- 学童での勤務を長く経験している人はすでに信念や経験値があり、評価軸を示されることにアレルギー反応があるのではないかと。自分の経験則を正解として認識して他を受け入れられなくなる人がいる。 - 振り返りの実施が良いことであるのはわかっているが、「自分たちでは条件的に〇〇を実施することは難しい」と初めから突っぱねることもあるのではないかと。拒否反応に対するフォローとして、自己点検を実践した先の良さを実感できるとよい。 - スタッフに対してこどもとの関わり方などを伝える方法がない。このツールは、運営に加わるにあたって知っておいた方がよいことをまとめておくものとしての価値もあるだろう

2) こども食堂・地域食堂

項目	詳細
普段の自己点検・振り返りについて	メインの運営者数名での会話は行っているが、スタッフを巻き込んだ振り返りの場は特にない。
自己点検ツールに対するご意見【全般】	振り返りの作業に慣れていないので、第一印象としては文字が多い。 - 社協の職員がファンリテートしてくれたのでうまく振り返りができたが、自分たちでやったら難しかったらう。ガイド動画のようなものがあるとよいのではないかと。 - ポイントと解説を読み、それらを自分たちの活動でどのように実践できているか結び付けて考えるのが難しかった。具体例として書いてある項目に〇をつける、かつ、他に取り組んでいる内容があればそれを追加で書くなどして確認が出来る方が取り組みやすい。それを進めるなかで、他に実践しているポイントが思い浮かんでいくのでは。 - 具体例はたくさん記載されている方が確認しやすい。 いずれも重要な項目なので、「優先度」を順位付けすることが難しかった。取り組みたいことをいくつか選ぶなどがよいのでは。
自己点検ツールに対するご意見【各ポイントについて】	まずはじめの「こどもの権利」をどのように捉えたらよいのかわからず、戸惑った。話しやすいテーマから始めるとよいのでは。※「地域に開かれ多様な関係者と協力して居場所を作っているか」「こどもの意見を聞き、こどもと一緒に魅力的な居場所を作っているか」は話しやすかった。
振り返りの感想	- 振り返りを通じて、こども食堂を始めた当初の思いに立ち返ることができた、前向きな気持ちになることができた。 - 普段から自然にできていることが多いので、その重要性を確認することができた。 - まずはこども食堂ごとに振り返りを行い、ネットワークの場でそれを確認し合うことで、こども食堂ごとの違いや優れた取組に気付くことができ、また改善すべき点に関するヒントが得られるのでは。
その他	スタッフはあくまでボランティアなので、何かを依頼したり強制したりするのが難しい場合がある。ツールを介して、注意するポイントを暗に伝えることができるかもしれない。

3) こども食堂・地域食堂

項目	詳細
普段の自己点検・振り返りについて	- 開始前後にミーティングを行っているが、その日に来る参加者の注意事項（引きこもりだったので必要以上に話しかけると本人が戸惑う可能性がある、感覚が過敏であるなど）の共有や、参加者数の感想を言い合う程度で、普段の活動の中では十分な時間を取って振り返ることはできていない。 - 参加者は高齢者の割合が高いこともあり、こどもに関する話題よりも高齢者に関する話題が多くなってしまっている。
自己点検ツールに対するご意見【全般】	ポイント・カテゴリーに対する不足・不明点等は特になし
自己点検ツールに対するご意見【各ポイントについて】	- こどもの権利についてはスタッフによって事前知識の量が異なるため、もう少しわかりやすい言葉で書き下されている方がよいのではないかと。 こころの安全・安心に関する具体例を追加したほうがよい。具体的に何を注意したらよいのか、わからない。 こどものプライバシーにかかわる問題について話すときは少し場を外す、といったことを具体例として追加してもよいのではないかと。 - こどものプライバシーについて、共有した方がよいこととそうでないことの線引きが難しく、基準が書いてあるとよいのではないかと。
振り返りの感想	- 年1回程度、このような形で活動を振り返ることで、課題の発見や次に繋がる意見が出る。 - 最近ボランティアスタッフとして加わったので、把握していなかった問題（以前は中学生も参加していたが、最近参加がなくなってしまったこと）を知ることができた。

4) オンラインの居場所

項目	詳細
普段の自己点検・振り返りについて	- 現場マネジメントメンバー、現場リーダー、現場メンバーの各レイヤーで振り返りを実施している。 - セキュリティや安全運営、学習等、いくつかのテーマごとの分科会を開催している。
自己点検ツールに対するご意見【全般】	- マネジメントレイヤー向けのインプットと現場レイヤー向けのインプットは、内容や質問の切り口が変わってくるのではないかと。今回の自己点検ツールの内容は、マネジメントレイヤーが知っておくべきことであり、それをどうインストールしていくのかは、次の段階の話になってくるものと感じた。 - 現在どうなっているかという内容と、今後どうするかを記載する項目になっているが、現状に対する課題をどこに書けばよいかわからなかった。 「今後に向けた取組」を書く際に、具体的なアクションリストが思い浮かばない団体も多いだろう。アクションベースでの提案があるというのでは。参考資料を載せておくだけでもよい。
自己点検ツールに対するご意見【各ポイントについて】	- 団体では近年こどもの権利について力を入れて取り組んでいたため、特に理解しづらいポイントはなかったが、セルフゲーディングに距離感のある団体もあるのではないかと。そのような団体に対しては、こどもの権利とはなにか、という具体的な説明、動画やコンテンツがあった方がよいのではないかと。ガイドコンテンツがたくさんあるので、紹介されているとよい。 「多様なこどもがいることを理解している」というポイントについて振り返り、アクションを考えていると、それは自然に特別な支援が必要なこどもに対する支援と同じ内容になってしまうのではないかと。
振り返りの感想	実施すべき事項の棚卸しをすることができた。
その他	日々の現場運営から切り離されて使用されるものではなく、活動を俯瞰してこれからについて考える、ワークショップのような使い方ができるとよいのではないかと。

5) 生活支援

項目	詳細
普段の自己点検・振り返りについて	・ 普段は週 1 回、1 時間程度で実施している ・ 週の中でよかったこと、課題を出しあい、こどもの困りごとに対してのサポートを中心に検討している。
自己点検ツールに対するご意見【全般】	・ 「できていること」「できていないこと」に分けて振り返りを行った。 ・ 観点が提示されているので、それに関しての意見出しがしやすかった。具体例があるのでわかりやすかった。 ・ 優先順位を決めるのが難しかった。今後の取り組みを決めても、それを実際に進める際に考えることが多く、優先順位を決めるのが難しい。実践のために優先順位をつけるためにはどんどん細かくなってしまうため、トップ3を決める程度が適切なのではないか。 ・ 今後に向けた取組という欄があることで次のアクションに繋げられる点良かった。
自己点検ツールに対するご意見【各ポイントについて】	・ 分かりづらいポイントは特になかった。 ・ 「こどもの権利」に関するポイントは、知識として知ってはいるが、深掘りし、アクションはできていなかったことに気付いた。 ・ 「地域のサポートを活用～」も、すでに繋がっている地域のみならず、新たなつながりを開拓できていないと気付いた。目線を広げるきっかけになった。 ・ 「こどものプライバシー」は、実践できていることも、課題も、どちらもたくさん出た。曖昧なポイントを整理できた。
振り返りの感想	・ 普段自分たちが何を意識して、何を意識していないのかが可視化できた。 ・ 意識できていなかったポイントの中でも、重要なポイントを優先的に取り組んでいく必要があるという共通認識が取れた。
その他	・ ツールを用いた振り返りは、項目によっても異なるが、月1回程度で実施するのがよいのではないか。それより頻度が高いと、進捗がなく、確認の意味がないだろう。 ・ 必ずしもフォーマットに入れる必要はないが、「今後に向けた取組」を実現させるためには、担当者と期限を決めるところまでやれたらよい

2.2.5. 自己点検ツール案に係る検討委員会の意見

2.2.3 に記載の自己点検ツール案について、検討委員会より意見を募った。本件に係る委員会は書面開催とした。

委員会を書面開催するにあたり、以下の資料を委員に送付し、振り返りのポイントやワークシート等について意見を募った（図表 17）。

図表 17 委員への送付資料

- ・ 2.2.3 で示した自己評価チェックリストからの変更点
- ・ 自己点検ツール案に記載された振り返りポイントやその解説および具体例の一覧
- ・ 試用時に振り返りの結果を書き込むワークシート

委員からは、自己点検ツールの内容から使い方まで、幅広い意見を受けた（図表 18）。まず、自己点検ツールについては、強制的なツールではなく、実際にツールを使う方々（居場所づくりに取り組む方々）の日頃の活動を良い方向へ後押しするようなツールであるよう留意すべきという指摘があった。また、ツールを使う方々や個別の居場所が置かれた状況を考慮し、ツールが負担とならないよう、記載内容のレベルや解説を調整する必要があるという意見も受けた。ヒアリング調査と同様、委員からも自己点検のような振り返り作業へのサポ

ートが必要という意見があがっていた。

図表 18 検討委員会でいただいたご意見

委員よりいただいたご意見	
自己点検ツールの位置づけ	居場所づくりに取り組む方々が、このツールを使いたいと思えるような工夫が必要 現場で居場所づくりに取り組む方々が、自らの良い点に気づきつつ、よりよい居場所にするために励まされるようなツールと受け止められるよう、ツールの名称や付属資料を検討するべきではないか。
自己点検ツールの構成	カテゴリー間にも優先順位があるのではないか - カテゴリー間にも優先順位をつけるべきではないか。例えば、「こどもの権利を擁護しているか」「こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか」が優先的である一方、「多様なこどもがいることを理解し、受け入れ、支えているか」については、すべての居場所に対応することが難しい場合もあるのではないか。 こどもの権利についてはまだなじみが薄く、解説が必要 「こどもの権利」は日本では認知度やなじみが薄いため、扱いやすいリソースがセットで提供される、すぐに参照しやすいリンクがついている、などが必須ではないか。
ツールの記載内容	主なご意見は、別途カテゴリーごとに整理
ワークシートの構成・現場での使用感	振り返り活動へのサポートが必要 振り返りや、こうした会議に慣れていない人でも使いやすいようなガイドや説明があるとよいのではないか。

自己点検ツール案の記載内容については、全てのカテゴリーについて意見を受けた（図表 19）。

「こどもの権利を擁護しているか」については、「こどもの権利」という言葉の認知が十分でないことから、自己点検ツールを使うハードルがあがるのではないかという懸念があがった。また、振り返りポイントと、ツールに記載する具体例の整合性について指摘する意見を受けた。

「こどもにとって安全・安心な居場所であるか」については、振り返りポイントの記載内容の分類方法や関連性に関する意見を受けた。

「多様なこどもがいることを理解し、受け入れ、支えているか」については、それぞれの居場所の状況を考慮すべきという意見や、カテゴリーに含まれる振り返りポイントの関連性について意見を受けた。

「こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所を作っているか」については、こども自身が居場所と思えるかどうかという振り返りポイントは基本的な内容ではないかという意見を受けた。

「地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか」については、地域と協力する、あるいはサポートを受ける内容について、ステップごとの違いを明確にするべきではないかという意見を受けた。

図表 19 検討委員会でいただいたご意見 ツールの記載内容

ツール	カテゴリー	委員よりいただいたご意見
ツールの記載内容	こどもの権利を擁護しているか	こどもの権利という言葉により、自己点検ツールのハードルが上がる 「こどもの権利」という言葉は日本での認知度はまだ低く、この言葉を使う、あるいは冒頭にこの項目があることで、ツールを使うハードルが上がってしまうのではないかと。 こどもの権利を知っているだけでは、守れていると言えないのでは - ステップ1のポイント「こどもの権利が守られているか」に対して、具体的な取り組みが「知っている」では、守られているか判定できないのではないかと。
	こどもにとって安全・安心な居場所であるか	安全・安心は心理的／物理的側面で区別できる - 安全・安心は心理的／物理的側面で区別する必要があるのではないかと。 ステップ同士の関連性がわかりづらい #3で、「からだところの安心・安全が守られている」（ステップ1）と「行動規範の言語化・共有」（ステップ2）の関連性がわかりづらい。 #4で、「こどものプライバシー」（ステップ1）と「こどもを取り巻く環境への配慮・対応」（ステップ2）の関連性がわかりづらい。
	多様なこどもがいることを理解し、受け入れ、支えているか	全ての居場所に、多様なこども受け入れ・支援することは求められない - 多様なこどもを受け入れることを、ステップ1の段階から求めることは難易度が高いのではないかと。同質性が肝要な場合もある。 - 固有の居場所のみで、配慮が必要なこどもを受け入れることは難しく、こども自身の不利益にもなるため、支援機関との連携を推奨する表現が必要ではないかと。 環境変化に関する記載は別の場所が良いのでは #6「環境が変化してもこどもが居場所を失わないようになっていくか」は特別な支援が必要と思われるこどもだけに限る必要はないため、「地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか」のカテゴリーに含めた方がよいのではないかと。
	こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか	こどもが居場所と思えるような居場所づくりはステップ1になるのでは - ステップ2に「こどもが居場所と思えるような居場所づくりになっているか」とあるが、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえるとステップ1としてもよいのではないかと。 - その場合、ステップ2にそのような居場所になっているか点検・改善するポイントが入るとよいのではないかと。
	地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	地域のサポートの難易度や協力内容について見直しが必要 #9で、地域のサポートの活用は、難易度がステップ1と2で逆ではないかと。 - 多様な関係者との協力は①居場所につなげる、②その居場所では充足できないニーズ・支援を役割分担する、③居場所の運営リソースを提供してもらうという内容が考えられ、それぞれごとにステップ1・2が設定されるのではないかと。

2.2.6. ヒアリング調査・検討委員会を踏まえた見直し

ヒアリング調査や委員からの意見を踏まえ、自己点検ツールの修正を行った。主なご意見・修正点は下記の通り（図表 20、21）。

自己点検ツールの位置づけについては、現場の方々が本ツールを使いたいと思えるよう、活動を採点するようなものではなく、あくまで振り返りや今後の活動をより良くするためのサポートであることを示すこととした。

構成については、委員からカテゴリー間にも優先順位があるのではないかとという意見があったが、いずれも重要なポイントであることや、居場所種別や個別の状況によって優先度が変わる可能性があることから、検討の結果、優先順位は設けないこととした。一方で、対応が難しいと考えられる項目もあったため、具体的な記載内容を調整することとした。

ツールの記載内容については、特にこどもの権利について、固有の居場所では「子どもの

権利」という言葉への馴染みが薄く、戸惑うことが想定されるという意見が多くあがったため、説明を追加し、わかりやすい参考資料を示すこととした。

ワークシートの構成や現場での使用感については、振り返りに不慣れな居場所も多いため、話し合いをしやすいような仕掛け・サポートが必要だという意見があがった。ヒアリング調査を踏まえ、現場の方が話しやすい切り口を表頭に反映し、またワークシートの使い方に関する説明資料を、本調査研究の参考資料として作成することとした。

図表 20 検討委員会でいただいたご意見 委員意見や実査を踏まえた主な修正点

委員意見や実査を踏まえた主な修正点		
ご意見の対象	いただいたご意見	修正方針
自己点検ツールの位置づけ	現場の方々がこのツールを使いたいと思えるような工夫が必要 自らの良い点に気づきつつ、よりよい居場所にするために励まされるようなツールと受け止められるよう、名称や付属資料を検討するべきではないか	- 全体を「自己点検ツール」として、あくまで振り返り、今後の活動をよりよくするためのサポートとして示す - 実査を踏まえ、振り返りを実施しやすいための論点を整理し、ツールへの反映や報告書への記載を図る
自己点検ツールの構成	カテゴリー間にも優先順位があるのではないか - 全ての居場所に対応することが難しい点もあるのではないか 子どもの権利について解説が必要 - 子どもの権利という言葉へのなじみが薄く、戸惑う	- 特に「多様な子どもがいることを理解し、受け入れ、支えているか」は、すべての居場所に対応することが難しい場合もあるというのが指摘の通りなので、具体的な記載内容の部分で調整したい - 子どもの権利については、個別の記載内容の部分で対応する
ワークシートの構成・現場での使用感	振り返り活動へのサポートが必要 普段から振り返りを行っているわけではない居場所もあるので、話し合いをしやすいような仕掛け・サポートが必要	- 実査を踏まえ、現場の方が話しやすい切り口を表頭に反映する - ワークシートの使い方に関する解説や進め方の例を参考資料として掲載する

図表 21 ツールの記載内容に関する主な修正点

カテゴリー	いただいたご意見	修正方針
子どもの権利を擁護しているか	- 子どもの権利という言葉へのなじみが薄く、かつ最初にあることで、自己点検ツールを使うハードルが上がる - ステップ1のポイント「子どもの権利が守られているか」に対して、具体的な取り組みが「知っている」では、守られているか判定できないのではないか	① カテゴリー名を変更する ② 子どもの権利に関して参考となるwebサイトを紹介する ③ ワークシート上で取組む順番は自由であると示す ④ ステップ1では子どもの権利を擁護することの必要性を理解しているかを問う
子どもにとって安全・安心な居場所であるか	大きな修正は無し	
多様な子どもがいることを理解し、受け入れ、支えているか	- 全ての居場所に、多様な子どもを受け入れ・支援することは求められない - 環境変化に関する記載は別の場所が良いのではないか	① 多様な子どもへの理解や、居場所を利用することへの多面的な配慮を促す記載にする ② 環境変化に関する記載を別のカテゴリーに移す
子どもの意見を聞き、子どもにとって魅力的な居場所をつくっているか	- 指針を踏まえると、子どもが居場所と考えるような居場所づくりは全ての居場所に求められるのではない - 上記のような居場所になっているかを振り返ることも必要ではないか	① 子どもが居場所と思っているかという観点をステップ1に記載する ② ステップ2で子どもが居場所と考えるような居場所づくりになっているかを振り返ることに触れる
地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	地域を巻き込む活動について、レベル感や内容がちがうではないか	① ステップ1は既存資源を活用することとし、より進んだ場合（ステップ2）に新たなつながりを得ようとすることを促す

2.3. 自己点検ツール(今年度最終版)

2.3.1. 自己点検ツールの位置づけ

ヒアリング調査や検討委員会の結果を踏まえ、自己点検ツールの最終版を作成した。以下、今年度に作成した最終的な自己点検ツールの内容を記載する。なお、最終版の自己点検ツールについては、説明資料、振り返りポイントの一覧、ワークシート(Excel形式・PowerPoint形式)を参考資料01～04として作成した。固有の居場所において、自己点検ツールを活用して振り返りを行う際に活用されたい。また、自己点検ツールは今後必要に応じて修正されることが、活用する居場所や自治体等の状況に応じて適宜修正されながら使われることが想定される。

自己点検ツールは、こどもの居場所に関わる全ての人に持ってほしい思いや意識を伝えるとともに、居場所づくりの実践において具体的に注意すべき点や改善点を分かりやすく示し、居場所における振り返りを補助することを目的としている。2.1.1でも述べたように、居場所づくりにおいて何に気を付けたらよいか、どのように改善すればよいかがわからない居場所の運営者も一定数存在していると考えられる。そのような居場所において、指針に記載の基本的な視点に基づき、現場で振り返りが実践しやすくなるツールとなることを目指した。

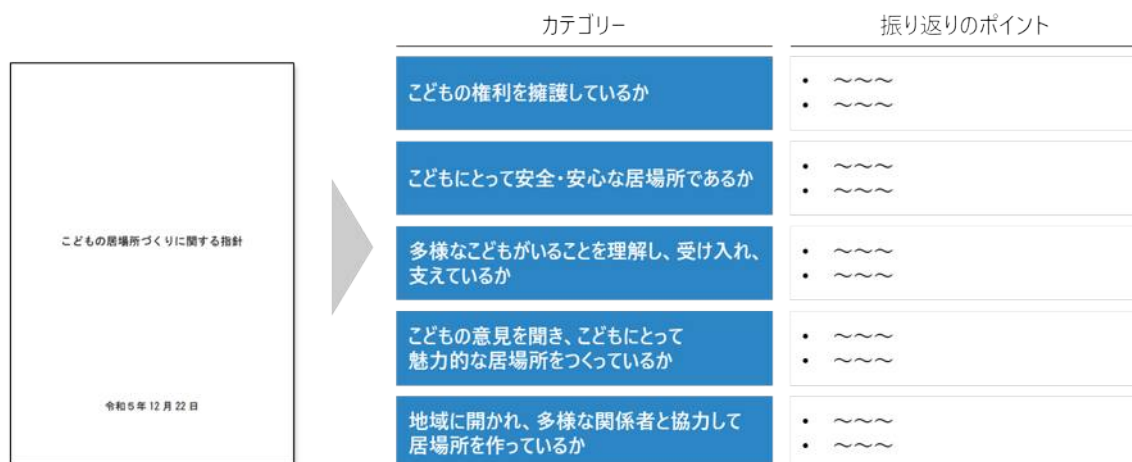
本調査で作成した自己点検ツールは、ガイドラインやチェックリストが整備されていない居場所を主な対象として想定し、居場所づくりに関わる全ての人が基本的な視点を振り返るためのツールとして作成した。ただし、このツールは指針を基に作成しており、全ての居場所で確認すべき内容をカバーしている。そのため、学童や児童館等、ガイドラインやチェックリストが整備されている居場所の運営者にとっても利用可能と考えられる。

2.3.2. 自己点検ツールの構成

自己点検ツールでは、まず、指針に基づいて居場所における振り返りのポイントを設定した。各振り返りポイントは指針の中でも、特に居場所での実践に関わる内容を抽出・整理した。

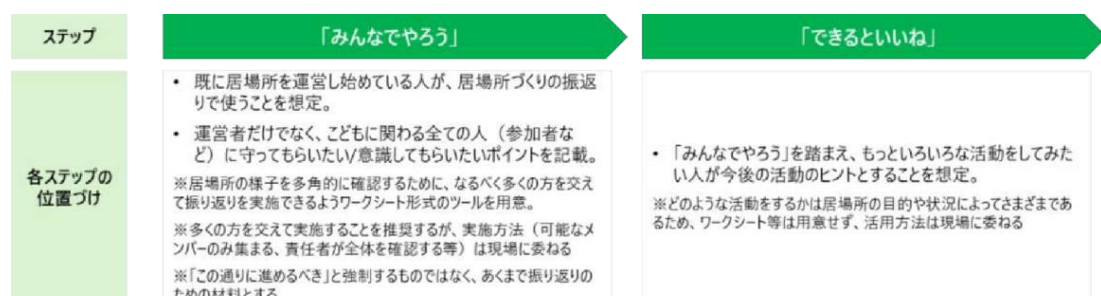
振り返りのポイントは5つのカテゴリーに分類される(図表22)。作成方針やカテゴリーについては、2.2.1で示した自己評価チェックリストの作成経緯から大きく変えてはいない。

図表 22 自己点検ツールで示す、振り返りのポイントの成り立ち



自己点検ツールは、2.2.3 で確認したように、既存のガイドラインやチェックリストがなく、今まで振り返りを行った経験が少ない拠点も含め、幅広く活用していただくために、振り返りのポイントは基礎的な内容から設定することとした。振り返りのポイントは二段階に設定し、居場所づくりの基本的な視点を確認するためのステップ1「みんなでやろう」と、今後の活動のヒントになるステップ2「できるといいね」とした（図表 23）。

図表 23 振り返りのポイントにおけるステップ(再掲)



上記を踏まえた具体的な振り返りのポイントは以下のとおり。なお、振り返りのポイントには、実際に振り返る際にわかりやすいよう、解説と具体例を記載した（詳細は 2.3.4 および参考資料 01～04 参照）。

図表 24 振り返りのポイントの全体像

カテゴリー	振り返りのポイント	
	「みんなでやろう」	「できるといいね」
こどもを大切にし、尊重する居場所であるか (こどもの権利を知り、生かしているか)	こどもを大切にし、尊重することの重要性を理解しているか	- スタッフが、こどもの権利について学ぶ機会を設けているか - こどもが自分の意見や違和感について声をあげやすい環境になっているか
こどもにとって安全・安心な居場所であるか	- こどものからだところの安全・安心が守られているか - こどものプライバシーが守られているか	- 場所を運営するに当たっての理念や担い手の行動規範を言語化・共有しているか - こどもを取り巻く環境に目を配り、環境変化に対応した運営を行っているか
多様なこどもがいることを理解し、受け入れているか	- 多様なこどもがいることを理解しているか - 居場所に来ているこどもの個性や特性、ニーズに配慮した居場所づくりを行っているか	こどもたちの背景に配慮し、つながりやすい居場所になっているか
こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか	こどもの意見を聞き、こどもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	- こどもが気持ちや意見を表明しやすい環境になっているか - こどもが居場所と思えるような居場所づくりになっているかを振り返り、改善できているか
地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	- 地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか - 地域と連携して居場所の情報をこどもに届けているか	- こどものために何が活動したいと思っている地域の人々を巻き込んでいるか - 地域の様々な居場所と協力しているか - 環境が変化してもこどもが居場所を失わないようになっているか

なお、基本的な視点のみで構成されたステップ 1 は、ワークシートも作成した（図表 25、26 および参考資料 03、04 参照）。これは、まずはステップ 1 を基に居場所の活動を振り返ることを想定しているためである（ステップ 2 は、ステップ 1 を踏まえ、もっと色々な活動をしてみたい場合のヒントとして位置づけ）。ワークシートは Excel および PowerPoint 形式で作成しているが、いずれも記載内容は同一である。

ワークシートには、振り返りのポイントとその詳細が記載されている。その隣に、振り返りのポイントについて話し合った結果を書きこむスペースが用意されている。話し合われるテーマとしては、現状の確認、今後取り組みたいことの検討、取り組みたいことの優先順位づけを想定し、それぞれワークシート上では「できていること」「今後取り組んでみたいこと」「特に取り組みたいもの」という項目とした（ワークシートを活用した振り返りの進め方について、詳細は 2.3.3 参照）。ワークシートの作成にあたっては、振り返りを日常的には行っていない居場所があることに留意した。具体的には、ワークシートを追うことで、個別の居場所において振り返るべきテーマを網羅できるようにした。

図表 25 自己点検ツール ワークシート(Excel 版)

【振り返りのポイントとその詳細】		【書きこみスペース】	
- 振り返りのポイントとその意味、取組例を記載しています。 - 表形式の一覧になっていて、一つのシートに全ての振り返りのポイントが記載されています。		ポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみよう。	
カテゴリ	振り返りのポイント	解説/具体的な取組例	できていること
	まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取組例をじっくり読んでみましょう		「ポイント」の内容が居場所などでどのように実践されているか、振り返りながら現状を記録しよう
	今後取り組んでみたいこと		「できていること」を踏まえ、今後どのような取組を行うことができるか、解説も参考にしながら記録しよう
	特に取り組んでみたいもの		「今後取り組んでみたいこと」のうち、特に優先的に取り組んでみたいことを考えてみましょう 例) 特に取り組んでみたいものに○をつける、Top3を決めてみる、「高」「中」「低」をつけてみる、すぐにやりたいことを書いてみる、等
子どもを大切に、尊重する居場所であるか（子どもの権利を知り、生かしているか）	子どもを大切に、尊重することの重要性を理解しているか	全ての子どもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、子どもが持つ権利を実現するには、おとなが子どもを大切に扱い、尊重し、子どもの権利を守る必要不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなは、子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、子どもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 ＜具体例＞ - 子どもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわがっている。 - 注意をすることが必要なことも一方で、子どもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、子どもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 - 子どもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 「子ども基本法」という法律があり、そのまじはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう」（子ども向け学習サイト）（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「子ども基本法」（子ども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/	

図表 26 自己点検ツール ワークシート(PowerPoint 版)

【振り返りのポイントとその詳細】		【書き込みスペース】	
- 各カテゴリの振り返りのポイントと、その解説/具体的な取組例を1ページずつ記載しています。 - まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取組例をじっくり読んでみましょう		振り返りのポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみよう。	
ワークシート	振り返りのポイント	できていること	今後取り組んでみたいこと
	【#1 子どもを大切に、尊重する居場所であるか（子どもの権利を知り、生かしているか）】 解説/具体的な取組例 全ての子どもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、子どもが持つ権利を実現するには、おとなが子どもを大切に扱い、尊重し、子どもの権利を守る必要不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなは、子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、子どもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 ＜具体例＞ - 子どもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわがっている。 - 注意をすることが必要なことも一方で、子どもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、子どもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 - 子どもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 「子ども基本法」という法律があり、そのまじはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう」（子ども向け学習サイト）（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「子ども基本法」（子ども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/	振り返りのポイントが居場所などでどのように実践されているか、振り返りながら現状を記入しよう。	上記を踏まえ、今後どのような取組を行うことができるか、解説も参考にしながら記入しよう。
振り返り項目	振り返りの結果	できていること	今後取り組んでみたいこと
			特に取り組んでみたいもの

2.3.3. 自己点検ツールの活用方法

2.3.3.1. ワークシートを活用した振り返りの進め方例

ワークシートは、運営者が一方的に評価して記入するのではなく、居場所を運営するスタッフが集まり、話し合いながら活用することを想定している。その話し合いの進め方については、細かくは指定していないものの、概ね次のように想定される。

まず、ワークシートのそれぞれの振り返りポイントについて、解説や具体的な取組例をじっくり読んでみる時間を設ける。これにより、スタッフ同士で内容を確認し、必要に応じてわからない点についてお互いに確認し、すり合わせをすることができる。

その後に、現状の把握を行う。振り返りのポイントに記載されている内容が、居場所で現

在どのように実践されているか、関係者同士で確認しながら「できていること」に記入する。その際、振り返りのポイントだけではなく、各ポイントの解説や具体例を参考にすることで、具体的な活動を想起しながら進めていくことができる。

次に、「できていること」を踏まえ、居場所として今後どのような取組を行うことができるか、解説も参考にしながら「今後取り組んでみたいこと」に記入する。この時、ワークシートでは「優先度」の項目も用意されており、特に優先的に取り組みたいことも合わせて考えることで、実際の行動に移しやすくなる。なお、優先度の記入方法は自由である。例えば、特に取り組みたいものに二重丸をつける、優先度トップ3を決める、「高」「中」「低」に分類する、すぐにやりたいことを書く、等が考えられる。

ただし、こうした進め方や、ワークシートの記入方法はあくまで一例である。それぞれの居場所で、普段から取り組んでいる振り返りの進め方等に合わせて、柔軟な進め方が取られることや、ワークシートの改変が行われることも想定される。

2.3.3.2. 振り返りを行う際の留意事項

自己点検ツールを効果的に活用し、居場所の運営を持続的なものとするためには、正確な現状把握と、振り返った結果を実際の行動に反映していくことが重要と考えられる。

正確な現状把握という観点では、居場所の様子を多角的に確認するために、なるべく多くの運営スタッフを交えて実施することが有効だろう。ただし、居場所の運営者の立場・役割も様々であることから、全員で集まることが難しいこともあると考えられる（例えば、居場所の運営に中心的に携わる方もいれば、ボランティアな立場で不定期に参加する方もいる、等）。その場合には、例えば、話し合いの場には集まることが可能なスタッフのみとしつつ、欠席者からも意見を収集する、といった対応も考えられる。また、振り返りの際は運営に関わる方だけではなく、居場所を利用するこどもの視点からどうか、といったことを客観的な目線で考えることも重要である。

実際の行動に反映するという観点では、ワークシートの「特に取り組んでみたいもの」欄を活用しつつ、居場所の運営状況に応じて、担当者や期限も一緒に検討することができれば、より実効性が増すと期待される。

こうした振り返り活動は、単一の居場所に閉じる必要は無く、複数の居場所同士、あるいは外部の視点を取り入れながら行うことも効果的だろう。例えば、複数の居場所で振り返りの結果を持ち寄り共有することで、居場所ごとの違いや互いの優れた取組に気づくことができ、より深い振り返りや、次の活動のヒントを見つけることになると期待される。

2.3.4. 自己点検ツール 最終版

本調査で作成した自己点検ツールについて、下記のとおり参考資料を掲載している。
参考資料 01：自己点検ツールの説明資料

参考資料 02：自己点検ツールの項目一覧

参考資料 03：自己点検ツール ワークシート（Excel 形式）

参考資料 04：自己点検ツール ワークシート（PowerPoint 形式）

3. 地域全体の活動における評価・検証に関する調査

3.1. 調査概要

3.1.1. 調査の全体像

地域全体での居場所づくりにおける PDCA サイクル構築・運用の支援のため、自治体等が居場所づくりの施策・計画を考えるための中間目標・成果指標を作成した。

調査では、まず、指針を基に、居場所づくりに関して地域がどのような状態を目指すべきか整理し、中間目標案を作成した。それらの中間目標案を先行する事業や調査等において自治体等が求められている役割と照らし合わせ、不足がないかを確認した。その後、中間目標に対して、各目標の達成度を測るための成果指標案を作成した。

上記の初案に対して、検討委員会にて委員からご意見をいただいた。また居場所づくりに関して先進的な取組を行っている自治体等にヒアリング調査を実施し、中間目標・成果指標案の妥当性を確認した。

その後、委員からのご意見やヒアリングでいただいたご意見を踏まえ、中間目標・成果指標案の修正を行い、改めて委員からご意見をいただいた。いただいたご意見を踏まえて修正した上で、今年度の最終版とした。また中間目標の達成のために有効と思われる施策について、委員会やヒアリング調査等で収集した事例をまとめた。

3.2. 中間目標・成果指標案の作成

3.2.1. 中間目標・成果指標案の作成

3.2.1.1. 「指針」の整理

指針を基に、居場所づくりに関して地域が目指すべき状態（＝「この地域は〇〇のような状態・状況となっている」）を、中間目標案として書き下した（図表 27）。中間目標は、自治体等が実践すべき内容や到達すべき状態ではなく、「地域全体がどのような状態になっていることが望ましいか」を示すものとして作成した。また、指針において自治体等の役割が明記されていない内容についても、固有の居場所のみでの対応が難しいと考えられる場合は地域全体の活動として中間目標に反映した。

図表 27 中間目標案

#	視点 (指針との対応)	中間目標	補足
0	第5章 推進体制等	居場所づくり推進のための体制が整っている	- 自治体の組織内部において、こどもの居場所全般に関して、責任の所在が明らかになっている。 - 居場所の運営者のみならず、居場所を支援・応援しようとする地域の個人・事業者にとっても、自治体のどこが担当で、誰に何を言えればいいのかわかるようになっている。
1	共通する事項	こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所が運営されている	- 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもの意見が居場所づくりに反映されている - 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもが居場所づくりに参画している
2		こどもの権利が擁護されている	- 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもの権利が守られている - 居場所づくりに関わるおとながこどもの権利について理解し、遵守している - こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について理解している
3		官民が連携・協働して居場所づくりを推進している	- 行政、民間双方が、お互いの権限と役割について共通理解に達している。 - 行政・民間双方が、協働して、地域の個人・事業者に居場所づくりに関する理解と協力を呼び掛けられている - 行政のリソース（資金面・非資金面）を生かした居場所支援が行われている
4	ふやす	居場所の実態が明らかになっている	【供給側】 - 自治体内の居場所の数、機能、運営状況、支援の状況、居場所づくりに関わる中間支援組織等、居場所づくりの実態が明らかになり、周知されている - すべての地域住民が、地域にある居場所の実態を知ることができる状態になっている 【需要側】 - すべて地域住民に、地域にある居場所の実態が周知されている - こども・若者の居場所の有無や居場所の数・居場所に対するニーズの状況が明らかになっている
5		居場所づくりに関する既存の地域資源が活かされている	- 既存の施設や事業、企業と居場所づくりが連携している - 居場所づくりに対する近隣住民の理解がある - こどもの居場所になっている、またはなる可能性の高い既存施設が、こどもの居場所としての機能を果たそうとする自覚と意欲をもっている（例：図書館が、図書の貸し出しという主要機能を果たして、こどもの居場所としても機能しているという自覚と意欲を持っている） - 既存施設がこどもの居場所として機能しようとする意欲と自覚に至った際に、何をどうすればいいのかわかる適切なガイド・アドバイスが用意されている
6		居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている	- 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、まず誰に相談したらいいのかわかる適切な窓口が地域全体に周知されている。 - 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、その意欲を阻害されないような地域の環境づくりが行われている（行政からの応援メッセージの発信や、自治会・町内会・商工会等に対する啓発活動の推進など） - 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者と、居場所づくりを進めようと考えている行政や中間支援団体が出会える機会（立ち上げ支援講座など）が十分に用意されている
7	ふやす	居場所づくりの取組みが継続しやすい状態になっている	- 個人・事業者を問わず、地域にいるすべての者が、居場所の存在と、それに対する支援・応援の仕方を知っている。 - 支援・応援した者および地域全体が、寄付総額・支援物資の総量・それによって居場所の現場と参加者に何ももたらされたか、それによる変化（アウトカム）を知れるようになっており、それが次の支援・応援につながる工夫（ドナージャーニーと言う）が行われている。 - 上記の結果として、こどもの居場所づくりに関わる運営者・スタッフが、ヒト・モノ・カネの心配をせずに、参加することと十分に向き合える時間的・精神的余裕が持てている。
8		災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持てるよう、準備されている	災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持つことができる
9	つなぐ	こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている	- すべてのこどもに、居場所の存在や開催概要（日時など）が周知されている - すべてのこどもに、居場所へのアクセスが保障されている
10		支援が必要なこどもが適切な支援に繋がっている	- 居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこども（貧困・虐待等）の存在に気づいた場合、必要な支援につながる仕組みや、運営者と専門機関の連絡体制が構築されている - 居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこどもの存在に早期に気づけるような研修や学習の機会が確保されている
11	みがく	居場所同士や関係機関が連携・協働している	- すべての居場所の運営者らが、お互いに顔を合わせ、運営上のアドバイスをし合える機会が確保され、運営者が孤立を感じない環境が整えられている。 - すべての居場所の運営者が、行政担当者や顔を合わせ、政策や現場の状況について意見交換できる機会が確保され、相互の意思疎通を通じた信頼関係が構築されている
12		環境の変化に対応した居場所づくりが実践されている	- すべての居場所が、参加者の数、構成、課題の有無の変化や推移に留意し、それらの変化にもっとも適切に対応する運営上の工夫を行い続けている。 - すべての居場所が、上記の変化の背景にある地域・社会情勢（地域の公共交通の整備状況、全国の不登校児童の増減、物価高騰等による生活困難層の増大など）に敏感になり、適時適切に情報を収集している
13	ふりかえる	居場所づくりのふりかえりが実施されている	居場所の運営者が、居場所の運営方法やこどもの参画状況、地域の個人・事業者や行政との連携関係などを、質量両面からふりかえり、運営改善に結びつけている。

3.2.1.2. 中間目標案の精査

図表 25 に示す中間目標案について、先行する事業や調査等において自治体が求められている役割と照らし合わせ、不足がないかを確認した。

1) **こどもの居場所づくり支援体制強化事業**

市町村等におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を目的として実施された「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の事業内容を踏まえ、自治体等で実行できる役割を整理した。こどもの居場所づくり支援体制強化事業の実施要項には各事業の内容・留意事項が記載されており、市町村による実態把握、地域内での周知や機運醸成、人材・資金面の供給、必要な支援の検証が自治体等の業務・役割にあたると考えられる。これらの事項を中間目標案が含んでいることを確認した（図表 28）。

図表 28 こどもの居場所づくり支援体制強化事業の主な実施事項と、中間目標案の対応

事業において、自治体等が行う業務・役割		中間目標案との対応
需給の実態把握	- 地域において居場所となっている資源を把握する - 子どもたちが居場所を持っているかを把握する - 子ども・若者のニーズを知り、充足できない要因や充足方法を把握する	4.居場所の実態が明らかになっている
普及啓発、ネットワークづくり	- こどもの居場所がどこにあるのかを情報提供・発信する - 関係機関（福祉部門や教育委員会等）に居場所の意義を伝える	9.子ども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている 11.居場所同士や関係機関が連携・協働している
予算配分	（特に立ち上げ期について、）居場所づくりに要する費用を必要に応じて補助する	6.居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている
コーディネーターの養成・認定・配置	- コーディネーターを通じて、居場所の需給やを把握する - コーディネーターを通じてこどもの居場所づくりを新たに始めたい人や活動している人を支援する - コーディネーターの認定やその活動を通じてこどもの居場所の理念を普及させる	6.居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている 7.居場所づくりの取組が継続しやすい状態になっている
居場所づくりの支援とその検証	実際の活動を通じて、居場所が必要とするサポート等を検証する ※居場所の意義を判断する目的ではない	13.居場所づくりのふりかえりが実施されている

出所）こども家庭庁（2024年）「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」よりNRI作成

2) **先進自治体**

自治体をあげてこどもの居場所づくりに取り組む先進事例が、どのような目標・方向性でこどもの居場所づくりを推進しているかを調査した。特に、居場所づくりに関して独自のガイドラインや方針を作成している徳島県と東京都杉並区において、自治体が担う役割として整理されている事項を、中間目標案が含んでいることを確認した（図表 29）。

図表 29 先進事例における自治体の業務・役割と、中間目標案の対応

	先進事例において、自治体が行う業務・役割	中間目標案との対応
こどもの権利や意見を踏まえた居場所づくりの推進	国の指針が策定された後の杉並区の方針の方では、こどもの権利や意見を聞くことが必要であることが強調されていた	1.こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所が運営されている
こどものニーズや意見を踏まえた居場所づくり（居場所をふやす／みがく）	- 自治体が運営・管理する事業や施設も居場所となるため、それらを適切に継続する必要がある - 加えて、住民や地域団体、民間事業者による居場所づくりを後押しすることを示している	5.居場所づくりにおいて既存の地域資源が活かされている 6.居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている
こどもや居場所関係者のつながり作り	こどもと居場所、居場所同士、居場所と関係機関をつなぐ旗振り役になりうる	9.こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている 11.居場所同士や関係機関が連携・協働している
居場所づくりに必要な資源の提供	直接的な物資や金銭的な支援に限らず、情報やノウハウの提供等も考えられている	6.居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている 7.居場所づくりの取組が継続しやすい状態になっている

出所）「徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン」、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針（素案）」よりNRI作成

3) 固有の居場所に対する既存調査

固有の居場所に対する既存のアンケート調査等を基に、居場所の運営にあたって固有の居場所は自治体等とどのように連携・協力したいと考えているのかを調査した。自治体が求められている役割を中間目標案が含んでいることを確認した（図表 30）。

図表 30 固有の居場所が自治体等と連携・協力したい事項と、中間目標案の対応

	固有の居場所が自治体等と連携・協力したい事項	中間目標案との対応
こども・若者等へのアプローチや周知	支援現場だけでこども・若者にアプローチすることは難しく、住民へアプローチできる機関・職種と協力する必要がある	9.こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている
支援のサポート	- 居場所に来る子どもたちが抱える課題は複合的であり、一つの居場所では対応しきれないことがある。 - 特に、より専門的な支援を必要とする場合には公的な機関との連携が必要となる	3.官民が連携・協働して居場所づくりを推進している 10.支援が必要なこどもが適切な支援に繋がっている
現場のリソースを支える情報の共有	- 居場所の運営には、補助金・助成金等を含め、公的な施策が利用されることもある - これらの情報を居場所へわかりやすく伝える必要がある	6.居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている

出所）むすびえ（2024年）「第9回こども食堂の現状＆困りごとアンケート2024」、こども家庭庁（2023年）「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究報告書」、日本財団（2022年）「子ども第三の居場所事業のアンケート調査分析報告書」よりNRI作成

3.2.1.3. 成果指標の検討

中間目標案に対して、各項目の達成度を測るための成果指標を作成した（図表 31）。

なお、前提として、自治体等が居場所づくりに取り組む際に、その自治体等の実情に合わせて取捨選択できるよう、成果指標はあくまで例として、各項目に対して複数の指標案

をあげた。

図表 31 成果指標案(一部を抜粋)

視点	目標	成果指標案
共通する視点	こどもの権利が擁護されている	- こどもの権利に関する教育プログラム・研修の実施回数（スタッフ向け、こども向け） - こどもの権利に関する教育プログラム・研修を受けたスタッフ・こども/若者の割合・受講者数 - こどもの権利に関するマニュアル・ガイドブックの作成有無 - こどもの権利に関する認知度（おとな）の回答状況 - こども・若者に対する実感調査の回答状況 例）こども・若者に対するアンケートにおける「こどもの権利が守られているように感じているか」等の設問の回答状況 - 権利侵害に関する報告件数とその対応状況

3.2.2. 中間目標・成果指標案に係る検討委員会の意見

3.2.1 で作成した中間目標・成果指標案について、第 2 回検討委員会にて議論を行った。委員からは、特に官民の連携について「自治体内部だけではなく基礎自治体と県との連携も必要である」「行政と民間が対等な立場で役割分担をすることが大切である」「他の地域やネットワークから知見やスキルを学ぶ要素が欠けているのではないか」といったご意見をいただいた。また、それぞれの中間目標に対する成果指標案が「中間目標の達成度を測るために適切なものとなっているか」「中間目標との関連性が十分にあるか」という観点からご意見をいただき、成果指標案の妥当性を確認した。その他、いただいた主なご意見は下記のとおり（図表 32）。

図表 32 第 2 回委員会でいただいた主なご意見

	カテゴリー	委員よりいただいたご意見
官民の連携について	居場所づくり推進のための体制が整っている	- 自治体として居場所の重要性を理解していることが大切 - 自治体内部だけではなく、基礎自治体と県との連携も必要 - 市長や町長が居場所に対する意見表明をしているかの影響力は大きい
	官民が連携・協働して居場所づくりを推進している	- 行政と民間が対等な立場で役割分担をすることが望ましい - 自治体の担当者と居場所の運営者がお互いのビジョンを理解し、顔を合わせて付き合っていることが大切
	居場所同士や関係機関が連携・協働している	他の地域やネットワークから知見やスキルを学ぶ要素が欠けているのではないか
成果指標について	こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所が運営されている	中間目標とそれを達成するための成果指標が一致していないのではないか
	こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている	- 取りこぼしがちな中高生の利用状況についても調査しておく必要がある - KPIを設定することで自治体とその数字に追われる可能性がある。こどもにとって居心地の良い場所があること自体が価値である
	居場所づくりのふりかえりが実施されている	- ふりかえりの主体が複数存在しており、成果指標の観点が定まっていないのではないか - ふりかえりのためには、まず実態把握しておく必要がある。目標を事前に立ててふりかえっているかという視点が必要ではないか

3.2.3. ヒアリング調査

3.2.3.1. ヒアリング調査の概要

3.2.1 で作成した中間目標・成果指標案について、実際に地域における居場所づくりの推進を担う立場としての使用感や各ポイントへのご意見をいただき、案の有効性・妥当性を確認するため、自治体等の担当者にヒアリング調査を実施した。また、居場所づくりの先進的な取組についても合わせて調査した。ヒアリング対象は居場所づくりに関して独自のガイドライン・方針を策定している自治体等や、活発な活動を行っている自治体等を選定した（図表 33）。

図表 33 地域全体の活動に係るヒアリング調査・対象(再掲)

#	ヒアリング対象	実施日時・形式
1	堺市社会福祉協議会 ※委員所属団体のため、主に自治体の取組についてヒアリング調査を実施	対面
2	世田谷区	オンライン (Teams)
3	徳島県	オンライン (Teams)
4	杉並区	オンライン (Teams)

3.2.3.2. ヒアリング調査の進め方

ヒアリング先へは事前に、本事業および中間目標・成果指標案の検討方針を記載した説明資料と、中間目標・成果指標案の Excel シートを送付した。

ヒアリングは対面、もしくはオンラインで実施した。主なヒアリング事項は下記のとおり（図表 34）。

図表 34 主なヒアリング項目

- ✓ 中間目標・成果指標案に対するご意見
 - 中間目標・成果指標は適切か
(難易度が高すぎないか/低すぎないか。不要なポイント、不足しているポイントはあるか)
 - 自治体の活動に役立てるためには、どのような工夫が必要か
- ✓ 居場所づくりに関する取組全般について
 - 担当課(どのような経緯で担当課が決定したか・他課との連携状況)
 - 居場所づくりに関して、どのような取組を行っているか
 - 区として実施する取組は、どのように決定しているか
 - どのような成果指標を設置・測定しているか

3.2.3.3. ヒアリング調査の結果

中間目標案については、指針に基づいた目標となっており、内容に違和感はないとの意見をいただいた。

成果指標案については、実際に自治体等において居場所づくりの施策を考える上では、インプット指標¹とアウトプット指標²に分かれていた方が使い勝手がよいとの指摘があった。また、実際に自治体等において計画策定する際を想定すると、どの成果指標が自治体等として算出しやすい指標なのか、各目標と強い相関がある指標なのかを見極める必要があるとの指摘があった。

また、使用にあたっては、1つの自治体等のみではなく、地域単位での振り返りを実践すべきではないかとの指摘があった。

¹ インプット指標：事業や活動に投入される資源や要素を測定する指標

² アウトプット指標：事業や活動の結果として直接的に得られる成果や産出物を測定する指標

図表 35 中間目標・成果指標案に対してヒアリングでいただいたご意見

成果指標案について	・ インプット指標とアウトプット指標に分かれていた方が使いやすいのではないか ・ 一度実施すればよい指標（例：担当課の設置有無）と継続的に確認すべき指標は、利用する主体（国/都道府県/基礎自治体）によって使い勝手が異なるのではないか ・ どの成果指標が算出しやすいものなのか見極める必要があるのではないか ・ 成果指標が中間目標と結びついているかどうかについて、精査が必要ではないか
使い方について	・ 自治体としてだけでなく、地域単位で成果指標を使った振り返りを実施すべきではないか ・ 中間目標・成果指標の使い方がわかるような説明書が欲しい

各団体からお伺いした、自治体における居場所づくりの取組の概要は下記のとおり（図表 36）。

図表 36 ヒアリング実施団体における居場所づくりの取組

項目	世田谷区	徳島県	杉並区	堺市社協
推進体制	こども若者部児童課、こども家庭課、社協で分担	青少年こども家庭課と県社協を中心に推進	児童青少年課を中心に、区民施設を管轄する部署などが入る検討会を設置	こども企画課と社協で企画し、社協が事業を受託
居場所づくりの取り組み経緯	自治体こども計画に居場所づくりを盛り込むため、検討会を開催。その提言内容からフローター事業を開始	推進会議を設置しガイドラインを策定。ガイドラインに基づいて取組を開始	区長の意向により児童館再編の取組をストップし、再編の取組の検証を行ったうえで基本方針を策定	地域福祉の担い手の高齢化の中で、組織に縛られない市民ができる活動としてこども食堂事業を開始
居場所の把握方法	・ 子供や保護者、児童館職員からの口コミ	・ 推進基金の助成申請時 ・ 衛生管理手続き申請時 ・ 徳島県こども食堂などによるオープンデータ化	・ こどもへのアンケート	・ こども食堂ネットワークへの加入
成果指標	—	・ 居場所の設置数 ・ アンケート調査（利用者向け）	・ 放課後等居場所事業におけるこどもの満足度	・ アンケート調査（運営者向け）
取り組み事例	・ こども居場所フローターの配置	・ 居場所づくりアドバイザーの育成 ・ 研修、交流会の実施 ・ 居場所のオープンデータ化 ・ 先進的な取り組みの支援、展開 ・ 衛生管理手続きの緩和	・ 児童館の拡充 ・ 公民連携プラットフォームの活用 ・ 児童館職員の訪問 ・ こどもの居場所ネットワークの構築	・ こども食堂ネットワーク ・ 区ごとの自主的ネットワーク支援

3.2.3.4. 個別のヒアリング結果

各調査先でのヒアリング結果は下記のとおり。

1) 堺市社会福祉協議会

項目	詳細
推進体制	市と社協が一体となってこども居場所づくりの協議を行っている。これにより、評価基準や目標設定の認識合わせができるというメリットを感じている
居場所づくりの取り組み経緯	堺市は校区ごとに校区福祉委員会を設け、地域福祉の中心としていたが担い手の高齢化や固定化がある中で、組織に縛られない市民ができる活動としてこども食堂事業が開始された。社協が後方支援に入る形でこどもの居場所づくりを推進する形となった
居場所の把握方法	こども食堂ネットワークを早い段階から構築しており、令和7年1月110団体が加盟。ネットワークに加盟することで、施設所有（管理）者賠償責任保険・施設入場者傷害保険に加入（掛け金を市委託金と市民からの寄附金で負担）することができるなどのメリットを提示した
成果指標	さかいこども食堂ネットワークに加盟しているこども食堂の運営者を対象にアンケート調査を実施。こども食堂に来ている人の属性や、こども食堂をはじめたきっかけや継続している理由、活動に際しての課題などについて調査
取り組み事例	こども食堂ネットワーク - 円卓会議や研修の実施 円卓会議は交流的な側面が強く、居場所の運営者同士や企業等多様な主体のつながりの強化を目的としている。研修は、梅雨時期前に食中毒・食品衛生に関する研修を毎年実施している。他にも、こどもの人権や防火をテーマとした研修を実施している - 堺市文化振興財団と協働した芸術体験活動の実施 こども食堂にプロのアーティストを派遣して、コンサートやワークショップを開催している 区ごとの自主的ネットワーク支援 - 区ごとの自主的なネットワークの運営を支援。会議を開いたり、区ごとのネットワークの活動はさまざま。社協としては自主性、自由さを尊重している

2) 世田谷区

項目	詳細
推進体制	- 世田谷区の居場所の取り組みは児童館を中心としており、児童館を担当する子ども・若者部児童課を中心に、学習支援やハイリスクな居場所を担当することも家庭課、子ども食堂を担当する社協などと連携して進めている - 現状会議体はないが、組織間でのやり取りや連携は日常的に行われており、情報共有がしやすい環境である
居場所づくりの取り組み経緯	- 自治体子ども計画を策定するにあたり、こどもの居場所を盛り込む必要があった。その際に、自治体としてどのような取り組みをすべきかを検討するために、児童館を中心として外部の有識者、社協、近隣の運営団体で構成した検討会を立ち上げた - 検討会で、子どもがそもそも居場所の場所を知らない、安全な場所か判断できないという意見があり、子どもと居場所が繋がっていないことが課題として挙げられた。また、地域の方が立ち上げている民間の居場所では、こどもとのかかわり方について悩みが出来た際に、気軽に相談できないという課題が挙げられた - そこで身近に居場所を提供している児童館を拠点として、子どもや民間の居場所へのアプローチを強化する役割を果たすべきだという提言があり、今年度から子どもの居場所フロッター事業を2つの児童館で試行的に開始
居場所の把握方法	フロッターが日々の訪問活動をはじめ、子どもや地域の方々、他の児童館職員からの口コミなどをもとに居場所を把握しており、その中で駄菓子屋やお寺といった「結果としての」居場所も把握している。フロッターがその情報を基に居場所マップを作成しているケースもある。
成果指標	- 試行的に2年間実施する事業であり、明確な成果指標は設定していないが、今後、事業の評価・検証については行っていく予定。 - 区の実施計画においては、児童館の利用者数の目標値などは設定しているが、フロッターの取り組みに関しては直接関係する成果指標は設定していない。現在は、民間の居場所を含め、質の向上を図っているところである。
取り組み事例	【子どもの居場所フロッター】 - 児童館を拠点として、子どもが他の居場所を利用する際の同行支援や、民間の居場所への尹訪問活動を通じて居場所間の連携強化を図る役割 - 現在2つの児童館でアウトリーチを担当する職員を増員して配置した。児童館はもともと地域と関係が出来ており、子どもとの関係を考慮して元々2館に在籍していた職員がフロッターとなっている 【子どもの居場所フロッターの取り組み】 子どもの居場所の把握・情報発信 - それまでは児童館としても人員に余裕がないため、アウトリーチの活動が中々できなかった。各居場所としても、対外的なつながりを広げる人的余裕がなかったため、フロッターが居場所の把握、関係づくり、情報発信に取り組んでいる 子どもの居場所への訪問活動 子どもの居場所を定期的に訪問し、信頼関係を構築している。居場所が抱えている課題感をヒアリングしながら、必要に応じて適切な支援先に繋げている。 子どもが居場所を利用する際の同行支援 - 子どもが居場所を知っていても、最初に1人で行くのは怖いと感じる。また、保護者が子どもを知らない場所に行かせることに抵抗感を感じることもある。そこで、職員が子どもと一緒に居場所に行くことでハードルを下げている 居場所の運営団体を集めた事例検討会や情報連絡会等の実施 - 等々力児童館では、周辺の不登校向けのフリースクールや居場所などを運営する5,6団体が月1程度で集まっている。民間の居場所にとっては学校との関係性を築くのは難しい中、そのような集まりの際に、児童館が学校と居場所の間を取り持つてつないでくれることや支援が必要な子どもの対応事例の共有、相談機関の紹介などにメリットを感じている団体が多い せたホッとと連携した子どもの権利の周知・啓発 - せたホッとと相談員を招き、子どもの意見を尊重しながら対応した相談事例を交えながら、こどもの権利について地域の方に伝えている。また、子どもを対象に、ゲーム形式で子どもの権利を学んでもらうなど親しみやすい取組を進めている。

3) 徳島県

項目	詳細
推進体制	県と県社会福祉協議会が連携し、令和元年度より取組を開始。
居場所づくりの 取り組み経緯	- 民間主導により展開するこども食堂をはじめとする「こどもの居場所」づくりの取組を県内各地域に広げ、県民、関係団体、県及び市町村が連携・協力し、持続可能な運営とするための仕組みをつくるため、平成30年10月15日、「こどもの居場所運営団体や支援団対等の関係者により「徳島県こどもの居場所づくり推進会議」を設置した。 - 同会議委員から出された意見をふまえ、「こどもの居場所」の運営や活動について、「地域の期待に応えるための基本的な事項」や「その活動を支援するための望ましい方向」を示し、地域の実情に応じた「こどもの居場所」づくりを推進するための指針として、令和元年5月29日、「こどもの居場所づくり推進ガイドライン」を策定した。
居場所の把握方法	「こどもの居場所」を「見える化」するための開催情報等の調査及びオープンデータ化に取り組んでいる。
成果指標	- 概ね小学校区単位での居場所の開設（180箇所）を目標としている。 - 成果指標の測定については、県届出団体及びとくしま子どもの居場所づくり推進基金（県社会福祉協議会設置）助成団体から算定している。
取り組み事例	- 運営相談窓口の設置、推進コーディネーターの配置 ※徳島県社会福祉協議会が設置する「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」と連携した支援 - こども食堂開設に係る衛生手続き緩和 - 居場所づくりアドバイザーの養成 「こどもの居場所」を「見える化」するための開催情報等の調査及びオープンデータ化 - こどもの居場所運営者をはじめ、地域でこどもの支援に関わる方の交流会を開催し、地域における連携体制づくり - 機能強化やネットワークづくりに取り組むこども食堂への支援 - 不登校のこどもを対象としたコミュニケーショントレーニングや、大学生が中心となって運営する中高生向けの居場所など、居場所を核とした多様なアプローチによる取り組みを支援

4) 杉並区

項目	詳細
推進体制	- 児童館や中・高校生を対象とした施設を中心に居場所を展開しているため、それらを担当する児童青少年課が中心となっている - こどもが居場所と感じるところが居場所であるため、基本方針を策定するための検討会には、児童館を所管する児童青少年課だけではなく、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などを所管する部署にも入ってもらっている - こどもを対象としている担当課と、多世代の区民を対象とする一般区民施設の担当課では意識の差があったが、定期的に顔を合わせて情報共有をするなどして連携を図った
居場所づくりの取り組み経緯	- 児童館施設の老朽化や、児童館という限られたスペースでは学童クラブ需要増加や子育て支援施策の強化など、ニーズの変化に対応していくことが難しいことから、児童館が担っていた機能を小学校内へ移転したうえで児童館を転用するなど、児童館の再編整備の取組を進めていた - しかし、児童館の存置や他の手法による課題解決を求める声など、区民に様々な意見があったことから、児童館再編の取組を一旦中止し、児童館再編の取組の成果と課題について検証を行った。この検証結果においては、年代を超えた関わりができるなどの児童館ならではの良さが再評価され、児童館再編の取り組みを中断し、こどもの居場所基本方針を定めることとなった - 当事者である子どもの意見を聴きながら、検討会で基本方針の検討を進め、25年1月末に策定された
居場所の把握方法	子どもの居場所となりうるところは、子どもへのアンケートやワークショップの中で把握している。「あなたにとってどこが居場所か」という問いに対して、「勉強ができる場所」「運動が出来る場所」という回答も多く、自習のできる図書室や集会室、運動のできる体育施設や公園も居場所となりうると認識した
成果指標	- 国から示される指標案を待っている状況であった - 区としては学校内の居場所づくりを対象とした放課後等居場所事業のこどもの満足度を1つの指標として検討していた - 今後取っていきたい指標としては、家や学校（教育活動部分に限る）以外に居場所が欲しいと感じている子どもの内、実際に居場所があると回答している割合などが、サードプレイスとしての居場所の充足具合を測るために適切ではないかと考えている
取り組み事例 (基本方針に基づいた今後の計画)	児童館の拡充 - 現在ある25の児童館を残し、児童館がない7中学校区に新たな児童館の整備を検討 児童館のうち7館は中・高校生機能を強化させたものとする 学校施設を活用した小学生の居場所 - 放課後等居場所事業を全区立小学校に段階的に拡充していくとともに、事業の充実を図る - これまで、放課後等居場所事業を実施していた場合は取り止めていた校庭開放（遊びと憩いの場事業）を日曜・祝日も継続して実施 公民連携プラットフォームの活用（2023年4月～） - 居場所づくりに取り組もうとする地域の担い手が、同様の思いを持つ担い手と出会い、連携できるような仕組みとしてプラットフォームの運用を開始 児童館職員の訪問 - 地域団体が運営する居場所においては、求めに応じて子ども対応のノウハウを有する児童館職員が民間の居場所を訪問し、運営への協力や助言を行うなどの支援を行う 子どもの居場所ネットワークの構築（2027年） - 行政の居場所だけではなく民間の居場所も含めて居場所同士をつなぎ、こどもへの情報提供を行う - それぞれの居場所の特徴や場所をまとめた子ども居場所マップを作成し、HPなどに記載する

3.2.4. 中間目標・成果指標案の見直し

第2回委員会とヒアリング調査でいただいたご意見を踏まえ、成果物について修正を行った（図表38）。

まず、中間目標について、居場所づくりのための「連携」の当事者が曖昧になっていたため、0番を自治体等における連携、3番を自治体等と居場所の連携、11番を居場所同士や居場所と関係機関の連携として、各項目の内容を整理した。また、13番「居場所づくりのふりかえりが実施されている」について、地域に存在する居場所の各拠点における振り返りという観点と、地域全体における居場所づくりに関する振り返りという観点が混同しており、わかりづらいという指摘があったため、自治体等を振り返りの主体とする形で修正した。

図表 37 中間目標案(再掲)

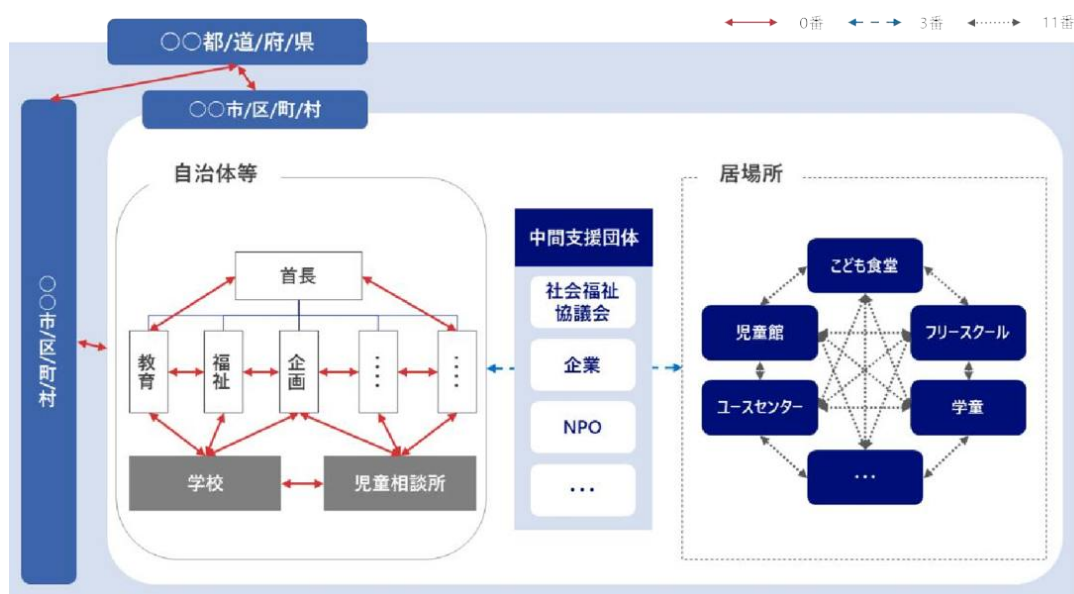
#	視点 (指針との対応)	中間目標	補足
0	第5章 推進体制等	居場所づくり推進のための体制が整っている	- 自治体の組織内部において、こどもの居場所全般に関して、責任の所在が明らかになっている。 - 居場所の運営者のみならず、居場所を支援・応援しようとする地域の個人・事業者にとっても、自治体のどこが担当で、誰に何を言えればいいのかわかるようになっている。
1	共通する事項	こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、子どもとともに居場所が運営されている	- 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもの意見が居場所づくりに反映されている - 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもが居場所づくりに参画している
2		こどもの権利が擁護されている	- 地域内にあるすべてのこどもの居場所、こどもの権利が守られている - 居場所づくりに関わるおとながこどもの権利について理解し、遵守している - こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について理解している
3		官民が連携・協働して居場所づくりを推進している	- 行政、民間双方が、お互いの権限と役割について共通理解に達している。 - 行政・民間双方が、協働して、地域の個人・事業者に居場所づくりに関する理解と協力を呼び掛けられている - 行政のリソース（資金面・非資金面）を生かした居場所支援が行われている
4	ふやす	居場所の実態が明らかになっている	【供給側】 - 自治体内の居場所の数、機能、運営状況、支援の状況、居場所づくりに関わる中間支援組織等、居場所づくりの実態が明らかになり、周知されている - すべての地域住民が、地域にある居場所の実態を知ることができる状態になっている 【需要側】 - すべて地域住民に、地域にある居場所の実態が周知されている - こども・若者の居場所の有無や居場所の数・居場所に対するニーズの状況が明らかになっている
5		居場所づくりにおいて既存の地域資源が活かされている	- 既存の施設や事業、企業と居場所づくりが連携している - 居場所づくりに対する近隣住民の理解がある - こどもの居場所になっている、またはなる可能性の高い既存施設が、こどもの居場所としての機能を果たそうとする自覚と意欲をもっている（例：図書館が、図書の貸し出しという主要機能を越えて、こどもの居場所としても機能しようという自覚と意欲を持っている） - 既存施設がこどもの居場所として機能しようとする意欲と自覚を持つに至った際に、何をどうすればいいのかの適切なガイド・アドバイスが用意されている
6		居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている	- 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、まず誰に相談したらいいのかわ、適切な窓口が地域全体に周知されている。 - 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、その意欲を阻害されないような地域の環境づくりが行われている（行政からの応援メッセージの発出や、自治会・町内会・商工会等に対する啓発活動の推進など） - 居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者と、居場所づくりを進めようと考えている行政や中間支援団体が出会える機会（立ち上げ支援講座など）が十分に用意されている
7	ふやす	居場所づくりの取組みが継続しやすい状態になっている	- 個人・事業者を問わず、地域にいるすべての者が、居場所の存在と、それに対する支援・応援の仕方を知っている。 - 支援・応援した者および地域全体が、寄付総額・支援物資の総量・それによって居場所の現場と参加者に何ももたらされたか、それによる変化（アウトカム）を知れるようになっており、それが次の支援・応援につながる工夫（ドナージャーニーと言う）が行われている。 - 上記の結果として、こどもの居場所づくりに関わる運営者・スタッフが、ヒト・モノ・カネの心配をせずに、参加することと十分に向き合える時間的・精神的余裕が持てている。
8		災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持てるよう、準備されている	災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持つことができる
9	つなぐ	こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている	- すべてのこどもに、居場所の存在や開催概要（日時など）が周知されている - すべてのこどもに、居場所へのアクセスが保障されている
10		支援が必要なこどもが適切な支援に繋がっている	- 居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこども（貧困・虐待等）の存在に気づいた場合、必要な支援につながる仕組みや、運営者と専門機関の連絡体制が構築されている - 居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこどもの存在に早期に気づけるような研修や学習の機会が確保されている
11	みがく	居場所同士や関係機関が連携・協働している	- すべての居場所の運営者らが、お互いに顔を合わせ、運営上のアドバイスをし合える機会が確保され、運営者が孤立を感じない環境が整えられている。 - すべての居場所の運営者が、行政担当者や顔を合わせ、政策や現場の状況について意見交換できる機会が確保され、相互の意思疎通を通じた信頼関係が構築されている
12		環境の変化に対応した居場所づくりが実践されている	- すべての居場所が、参加者の数、構成、課題の有無の変化や推移に留意し、それらの変化にもっとも適切に対応する運営上の工夫を行い続けている。 - すべての居場所が、上記の変化の背景にある地域・社会情勢（地域の公共交通の整備状況、全国の不登校児童の増減、物価高騰等による生活困難層の増大など）に敏感になり、適時適切に情報を収集している
13	ふりかえる	居場所づくりのふりかえりが実施されている	居場所の運営者が、居場所の運営方法やこどもの参画状況、地域の個人・事業者や行政との連携関係などを、質量両面からふりかえり、運営改善に結びつけている。

図表 38 検討委員会・ヒアリングでいただいたご意見を踏まえた修正方針

カテゴリー	いただいたご意見等	修正方針
成果指標の構成	インプット指標とアウトプット指標に分かれていた方が使いやすいのではないか	成果指標を「自治体等の施策・取組み・活動に関する指標（≡インプット指標）」「取組みの結果、地域の状況に関する指標（≡アウトプット指標）」に分けて記載
各種連携	- 自治体内部だけではなく基礎自治体と県との連携も必要ではないか - 行政と民間が対等な立場で役割分担をすることが大切である - 自治体の担当者と居場所の運営者がビジョンを共有し、信頼関係を構築することが必要ではないか - 他の地域やネットワークから知見やスキルを学ぶ要素が欠けているのではないか	官民連携を以下のように整理 【0番 自治体等の連携】 - 首長と担当部署 - 部署と部署 - 自治体等と自治体等 - 自治体等と県 - 部署と学校・児童相談所 - 学校と児童館 【3番 自治体等と居場所の連携】 - 自治体等と居場所（中間支援団体を介して） 【11番 居場所同士、関係機関との連携】 - 居場所同士 上記の整理に従って項目間での補足内容の移動や、各項目にいただいた意見を追記
振り返りの主体	ふりかえりの主体が複数存在しており、成果指標の観点が決まっていない	振り返りの主体を自治体とした上で、「固有の居場所でのふりかえり」・「地域全体としてのふりかえり」という2点で成果指標案を整理

居場所づくりにおける各種連携の全体像は図表 39 のとおり。必要な連携を「自治体等の連携」「自治体等と居場所の連携」「居場所同士、関係機関との連携」の3つに整理し、中間目標に反映した。

図表 39 居場所づくりにおける連携のイメージ図



また、成果指標については、インプット指標とアウトプット指標に分かれていた方が使い

やすいという指摘があったため、「自治体等の施策・取組・活動に関する指標（インプット指標）」と、「取組の結果、地域の状況に関する指標（アウトプット指標）」に分けて記載することとした（図表 40）。

図表 40 成果指標の記載方法

成果指標案（分類前）	自治体等の施策・取組・活動に関する指標	取組の結果、地域の状況に関する指標
	・ 子どもの権利に関する教育プログラム・研修の実施回数（スタッフ向け、子ども向け） ・ 子どもの権利に関する教育プログラム・研修を受けたスタッフ・子ども/若者の割合・受講者数 ・ 子どもの権利に関するマニュアル・ガイドブックの作成有無 ・ 子どもの権利に関する認知度（おとな）の回答状況 ・ 子ども・若者に対する実感調査の回答状況 例）子ども・若者に対するアンケートにおける「子どもの権利が守られているように感じているか」等の設問の回答状況 ・ 権利侵害に関する報告件数とその対応状況	・ 子どもの権利に関する教育プログラム・研修の実施回数（スタッフ向け、子ども向け） ・ 子どもの権利に関するマニュアル・ガイドブックの作成有無 ・ 子どもの権利に関する教育プログラム・研修を受けたスタッフ・子ども/若者の割合・受講者数 ・ 子どもの権利に関する認知度（おとな）の回答状況 ・ 子ども・若者に対する実感調査の回答状況 例）子ども・若者に対するアンケートにおける「子どもの権利が守られているように感じているか」等の設問の回答 ・ 権利侵害に関する報告件数とその対応状況

3.3. 中間目標・成果指標（今年度最終版）

3.3.1. 中間目標・成果指標の位置づけ

ヒアリング調査や検討委員会の結果を踏まえ、中間目標・成果指標の最終版を作成した。以下、今年度に作成した最終的な中間目標・成果指標の内容を記載する。なお、中間目標・成果指標は今後必要に応じて修正されること、また活用する自治体等の状況に応じて適宜取捨選択しながら使われることが想定される。

中間目標は、居場所づくりにおいて地域全体が目指すべき状態を表している。それらの各中間目標の達成状況を定量的に測定するための指標として、成果指標を示している。なお、成果指標は各自治体の実情に合わせた運用ができるよう、各項目に対して複数の成果指標をあげており、活用する自治体等が取捨選択することを想定している。また、成果指標は「自治体等の施策・取組・活動に関する指標（インプット指標）」「取組の結果、地域の状況に関する指標（アウトプット指標）」に分けて例示した。

中間目標・成果指標は、自治体等が居場所づくりを推進するための計画策定や、目指す方向性を決定する際に参考としたり、地域全体における居場所づくりの活動の推進・検証を補助したりすることを目的としている。1.1.1でも述べたように、居場所づくりに関する施策の実施と、こどもの健やかな成長・自己肯定感やレジリエンス向上など、自治体が定める最終目標達成に至るまでの因果関係は複雑であり、自治体等としては施策の有効性が判断しづらいという課題を抱えている。したがって、指針に基づき、居場所づくりに関して地域全体が目指す姿として中間目標を設けることで、施策の設計や効果検証の実行可能性を高めることを目指した。なお、その中間目標の達成状況を図る目的で成果指標を設定しているが、各成果指標が測定できるのは中間目標の達成状況の一面であるため、「中間目標」の達成のための施策を実行し続けることが重要である。

3.3.2. 中間目標・成果指標の構成

中間目標は、指針に記載の「こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的視点」と「推進体制等」をベースに、居場所づくりにおいて地域全体がどんな状態を目指すべきかという観点で各視点を書き下した（図表 41）。

図表 41 指針と中間目標の対応

カテゴリー		中間目標
第3章 推進体制		・ 居場所づくり推進のための体制が整っている
こどもの居場所づくりに関する指針 令和5年12月22日 第3章 基本的な視点	共通する視点	- こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所が運営されている - こどもの権利が擁護されている - 官民が連携・協働して居場所づくりを推進している
	ふやす	- 居場所の実態が明らかになっている - 居場所づくりにおいて既存の地域資源が活かされている - 居場所づくりの立ち上げが容易な状況になっている - 居場所づくりの取組が継続しやすい状態になっている - 災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持てるよう、準備されている
	つなぐ	- こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている - 支援が必要なこどもが適切な支援に繋がっている
	みがく	- 居場所同士や関係機関が連携・協働している - 環境の変化に対応した居場所づくりが実践されている
	ふりかえる	・ 居場所づくりのふりかえりが実施されている

中間目標が示す地域全体が目指すべき姿を具体化するために、各中間目標に関する解説を記載した。さらに、各中間目標の達成状況を図る目的で成果指標を設定した。成果指標のうち「自治体等の施策・取組・活動に関する指標」は、自治体等が居場所づくり施策を検討する段階で参考とすることを想定している。「取組の結果、地域の状況に関する指標」は、既に実施している取組や、「自治体等の施策・取組・活動に関する指標」に基づいて実施する取組の進捗状況や成果を、自治体等が確認するときに参考とすることを想定している。（図表 42）

図表 42 中間目標・解説・成果指標の例

中間目標	解説	成果指標	
		自治体等の施策・取組・活動に関する指標	取組の結果、地域の状況に関する指標
こどもの権利が擁護されている	- 地域内にあるすべてのこどもの居場所で、こどもの権利が守られている - 居場所づくりに関わるおとながこどもの権利について理解し、遵守している - こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について理解している	- こどもの権利に関する教育プログラム・研修の実施回数（スタッフ向け、こども向け） - こどもの権利に関するマニュアル・ガイドブックの作成有無	- こどもの権利に関する教育プログラム・研修を受けたスタッフ・こども/若者の割合・受講者数 - こどもの権利に関する認知度（おとな）の回答状況 - こども・若者に対する実感調査の回答状況 例）こども・若者に対するアンケートにおける「こどもの権利が守られているように感じているか」等の設問の回答 - 権利侵害に関する報告件数とその対応状況

中間目標の達成のために有効と思われる施策事例については、ヒアリングや委員会で挙げられた事例を整理し、関連する項目に記載した。記載内容は、それぞれの中間目標に対応する自治体の居場所づくりに関する取組概要と、出典のリンクとなっている。

3.3.3. 中間目標・成果指標（最終版）

本調査で作成した中間目標・成果指標は、参考資料 05 として掲載している。

4. 総括

4.1. 本調査の成果

4.1.1. 本調査研究の成果

本調査研究では、こどもの居場所づくりに関する評価および検証を目的に、固有の居場所と地域全体の活動の2つの視点から具体的な成果物を作成した。

固有の居場所に関しては、運営者が自己点検を行うための「自己点検ツール」を作成した。このツールは、指針に基づき、居場所が備えるべき基本的な視点を振り返るための項目を整理し、基礎的な段階（ステップ1「みんなでやろう」）と発展的な段階（ステップ2「できるといいね」）の二段階構成とした。また、振り返りを円滑に進めるためのワークシートも作成した。ツールの有効性を確認するため、5つの異なる居場所で試用を依頼し、その感触についてヒアリング調査を実施した。また、有識者委員会での議論も行った。ヒアリング調査や有識者委員会での議論を通じ、ツールの妥当性や修正点が確認でき、修正点は最終成果物に反映されている。そのほか、ヒアリング調査ではツールの意義についても確認できた。具体的には、ツールを活用した振り返りが、業務の棚卸しや改善点の明確化、メンバー間での取り組むべき課題に対する合意形成等に役立つことが明らかになった。振り返りを通じて、居場所運営者が前向きな気持ちを持つきっかけとなることも確認できた。

地域全体の活動に関しては、自治体等が居場所づくりの施策を計画・評価する際の指針となる「中間目標・成果指標」を作成した。中間目標は、地域全体が目指すべき状態を示し、成果指標はその達成度を測るための具体的な指標を例示した。成果指標は、自治体等が実情に応じて柔軟に活用できるよう、インプット指標（施策・取組の実施状況）とアウトプット指標（地域の状況の変化）に分けて提示した。また、中間目標の達成に有効と思われる施策事例を収集し、具体的な取組の参考として提示した。これらの中間目標・成果指標は、先進的な取組を行う自治体等へのヒアリング調査や有識者委員会での議論を通じて妥当性を確認することができ、自治体等における計画策定等、居場所づくりの推進に活用できることが明らかになった。なお、ヒアリング調査や有識者委員会で得られた修正点については、最終成果物に反映されている。

4.2. 固有の居場所における評価・検証に関する課題

4.2.1. 固有の居場所における振り返りに関する課題

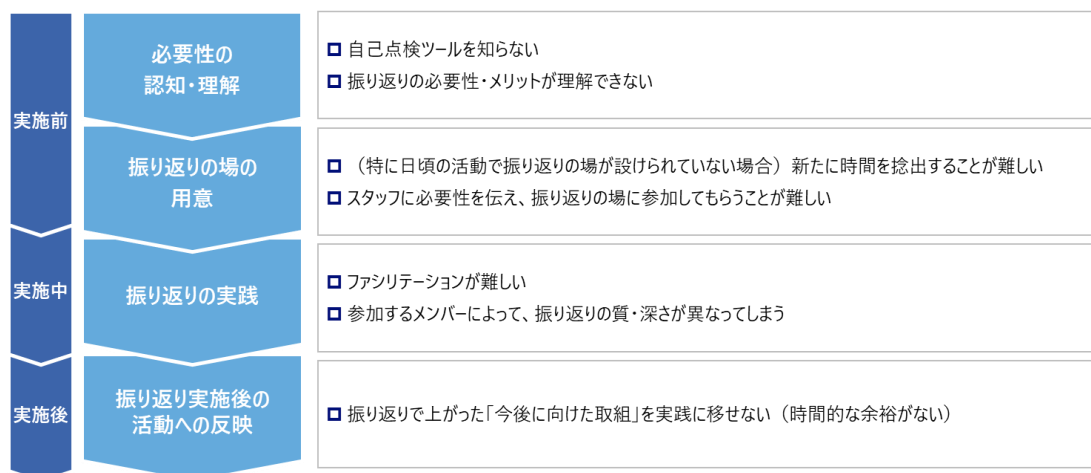
今年度調査では固有の居場所における PDCA の構築・運用を補助するツールとして「自己点検ツール」を作成したが、実際に現場でツールの試案を活用していただいた様子や、普段の振り返りの状況に関するヒアリングを踏まえると、実際に現場でツールを活用する際には、図表 43 に示すような課題が発生すると指摘されている。

まず、居場所の運営に関する振り返りの必要性を居場所運営者に対して周知し、振り返りの場を設けるよう働きかけることに一定のハードルがある。次に、居場所運営者が必要性を認知・理解した後も、実際にスタッフ等を巻き込んで振り返りの場を用意することが難しい場合も想定される。

自己点検ツールを用いた振り返りについては、様々な種別の居場所において、ワークシートを用いて円滑に実践できることをヒアリング調査で確認している。しかし、振り返りに際してある程度のファシリテーション能力が必要であることや、振り返りに参加するメンバーによって検討の質や深さが異なる懸念があることが指摘されている。

振り返りを実施したとしても、「今後に向けた取組」を実行に移す時間的な余裕がなく、運営改善に繋がられない可能性がある点もヒアリング調査で指摘があった。

図表 43 自己点検ツールを活用した振り返りにおいて発生すると考えられる課題



固有の居場所における振り返り全般に対しては、図表 44 に示すような課題がある。

「自己点検ツール」は、2.3.1 に記載のとおり、ガイドラインやチェックリストが整備されていない居場所を主な対象として想定し、居場所づくりに関わる全ての人が基本的な視点を振り返るためのツールとして作成した。しかし、指針にも示されているとおり、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、居場所づくりを目的としていない場も、結果としてこどもの居場所となることがある。そのため、「結果

としての居場所」に関わる人に対しても、指針の内容を理解・浸透させていく必要があり、「自己点検ツール」は居場所づくりに関わる人と、「結果としての居場所」に関わる人の双方に広く周知していく必要がある。

また今年度の調査では、振り返りの主体として、居場所の運営者や、居場所でこどもに関わる大人（スタッフ・参加者等）を想定していた。しかし、居場所が主観的な側面を持つという前提を踏まえ、今後はこどもの視点に立った自己点検の導入も検討する必要がある。

なお、2.3.1に記載のとおり、自己点検ツールは今後、必要に応じて修正されることが想定されている。現場でのさらなる実践や、指針自体の更新を踏まえ、継続的なアップデートが必要である。

図表 44 固有の居場所における振り返り全般に係る課題

様々な種別の居場所への 指針の浸透	・ 今年度調査で作成した自己点検ツールは主要な利用者として、既存のガイドラインやチェックリスト等が存在していない居場所を想定した。 ・ 今後はこどもが居場所だと思える場所が居場所である、という前提に立ち、自己点検ツールが主要な利用者として想定する居場所だけではなく、こどもの居場所全体に居場所づくり指針を理解・浸透させていく必要がある。 ・ 特に、こどもが長い時間を過ごす居場所（学校・放課後の居場所、児童館や若者向けの居場所、一時保護所や社会的擁護関係施設）について対応が必要と考えられる。
こどもの視点に立った 自己点検	・ 本年度調査で作成した自己点検ツールは振り返りの主体として主に居場所を運営・参加する大人を想定したが、こどもの視点に立った自己点検も検討する必要がある。 ・ 今回の自己点検ツールの主要な利用者に含まれない、児童館や児童育成支援拠点等行政が設置し、ガイドライン等が存在する居場所においても、こどもの声を聴き、こどもの視点にたち、こどもとともにつくることを先導するような取組を促進することが必要である。
自己点検ツールの改善	・ 自己点検ツールは、現場での実践や、「こどもの居場所づくりに関する指針」の更新を踏まえ、今後もアップデートされていく必要がある。

4.2.2. 今後必要な対応

今年度の調査で明らかになった課題を踏まえ、自己点検ツールを活用した PDCA の構築・運用を各居場所で円滑に進めるためには、以下の対応が必要と考えられる（図表 45）。

まず、居場所運営者に対して、自己点検に関する周知活動を強化する必要がある。今年度の成果物はガイドラインやチェックリストが整備されていない居場所を主要な利用主体として想定しているが、最終的には結果としての居場所も含め、こどもの居場所全体に対して振り返りを周知することが求められる。具体的な周知の手法としては、振り返りの重要性や

その効果を具体的な事例を交えて説明する研修会やセミナーを開催し、運営者の意識を高める取組が考えられる。また、既存の自治体や中間支援団体が実施している居場所運営者向けの研修プログラムを活用し、周知を図ることも有効である。周知・啓発の際には、振り返りの成功事例を共有することも重要である。成功事例を共有することで、振り返りに関する具体的なイメージを持ってもらい、ツールの導入に対する心理的ハードルを下げることや、自己点検ツールが運営者の負担を軽減し、効率的な改善につながることを強調することが期待される。

次に、居場所運営者が振り返りの場を設置し実践することを支援する仕組みを構築する必要がある。振り返りの場を設けることが難しい居場所に対しては、外部から振り返りの機会を提供することが有効である。例えば、居場所の関係者で構築されたネットワーク等を活用し、複数の居場所拠点と共同で振り返りの会を開催するなど、柔軟な形式での支援が考えられる。また、各居場所を個別に支援し、ツールを活用した振り返りをファシリテートできるようなコーディネーターを配置することも有効である。さらに、振り返りの結果を日々の活動に活かす工夫として、各居場所での振り返り内容をネットワークの場で共有し、「今後に向けた取組」について情報交換する機会を設けることも考えられる。

また、本ツール自体の継続的な見直しも必要である。現場における自己点検ツールの活用状況や PDCA の構築・運用状況を継続的に把握し、現場からのフィードバックを収集した上で、ツールや支援策を改善することが求められる。なお、自己点検ツールの更新の際には、こどもの視点を踏まえることも重要である。将来的には、指針の見直しに合わせて、自己点検ツールを修正することも必要である。

図表 45 固有の居場所における評価・検証について、今後必要な対応

振り返りの周知・啓発	・ 居場所運営者に対して、振り返りが運営改善や持続可能な活動の基盤となることを理解してもらうための周知活動を強化する。 ・ 具体的には、振り返りの重要性やその効果を具体的な事例を交えて説明する研修会やセミナーを開催し、運営者の意識を高める取り組みを行うことが考えられる。 ・ 自治体や中間支援団体が実施する運営者向けの研修プログラム等を通じて周知することも有効である。 ・ 自己点検ツールを活用してPDCAを効果的に運用している居場所の成功事例を収集し、他の居場所と共有することで、振り返りに関する具体的なイメージを持ってもらうことができる。 ・ 成功事例の共有により、自己点検ツールの活用が運営者の負担を軽減し、効率的な改善に繋がることを伝え、ツールの導入に対する心理的ハードルを下げる可以考虑。
振り返りの場の設置・実践を支援する仕組みの構築	・ 振り返りの場を設けることが難しい居場所に対しては、外部から振り返りの機会を提供する仕組みを整備することが有効である。例えば、居場所の関係者で構築されたネットワークの場で他の居場所と共同で振り返る会を設けるなど、柔軟な形式での支援が考えられる。 ・ 居場所を個別に支援し、ツールを活用した振り返りをファシリテートできるようなコーディネーターを配置することも有効である ・ 振り返りの内容を日々の活動に活かすための工夫として、各居場所での振り返りの結果をネットワークの場で持ち寄り、「今後に向けた取組」を共有するといった取組が考えられる。
ツールの見直し	・ 現場における自己点検ツールの活用状況やPDCAの構築・運用状況を継続的に把握し、現場からのフィードバックを収集する。その結果を基に、ツールや支援策の改善を図ることで、より実効性の高い仕組みを構築する。 ・ ツールの更新の際には、こどもの視点を踏まえることも重要である。

4.3.地域全体の活動における評価・検証に関する課題

4.3.1. 地域全体の活動における評価・検証に関する課題

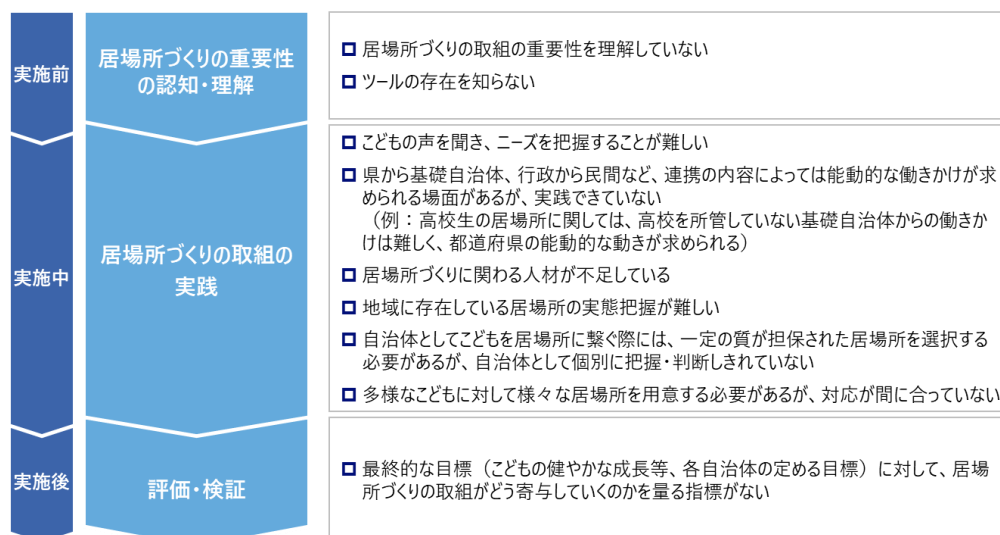
今年度の調査では、地域全体の活動における PDCA の構築・運用を補助するツールとして「中間目標・成果指標」を作成した。しかし、実際に現場でツールを活用する際には、図表 46 に示すような課題が発生することが自治体等へのヒアリングや委員会での議論を踏まえ、指摘された。

まず、地域全体として居場所づくりの重要性を認識し、必要に応じて中間目標・成果指標を活用しながら、居場所づくりの取組を推進するよう働きかける必要がある。既にこども家庭庁が指針を策定し、自治体に対して広く周知しているが、必ずしも全ての自治体が居場所づくりの重要性を十分に認知・理解しているわけではなく、引き続き周知・啓発に取り組んでいく必要がある。

自治体等が中間目標・成果指標を活用して居場所づくりの計画等を策定し、それらに沿って実際に居場所づくりの取組を実践する際にも、様々な課題がある。例えば今年度の調査でヒアリングを行った先進事例では、地域における各居場所の質を個別に把握・判断しきれていないため、自治体としてこどもを適切な居場所に繋ぐことが難しいという意見が複数あった。

居場所づくりの取組に対する評価・検証においては、自治体等が目指す最終的な目標（こどもの健やかな成長等、各自治体の定める目標）に対して、居場所づくりの取組がどう寄与していくのかを量る指標がないことが、先進事例において課題としてあがっている。

図表 46 自治体等が PDCA を構築・運用する際に発生すると考えられる課題



4.3.2. 今後必要な対応

今年度の調査で明らかになった課題を踏まえ、地域全体の活動において居場所づくりのPDCAを構築・運用するためには、以下の対応が必要と考えられる（図表 47）。

まず、こども家庭庁から自治体等に対して、こども計画において「居場所づくり」を盛り込むよう促し、その際に活用できる資料として中間目標・成果指標案を通知していくことが求められる。中間目標・成果指標の周知にあたっては、国から自治体に対するアプローチに限らず、民間団体や中間支援団体からのアプローチも重要となる。

また、中間目標・成果指標案を活用して取組を推進している自治体等の好事例を収集し、自治体等が躓きやすいポイントと対応策を横展開することで、全国的な居場所づくりの取組を活発化させることができると考えられる。

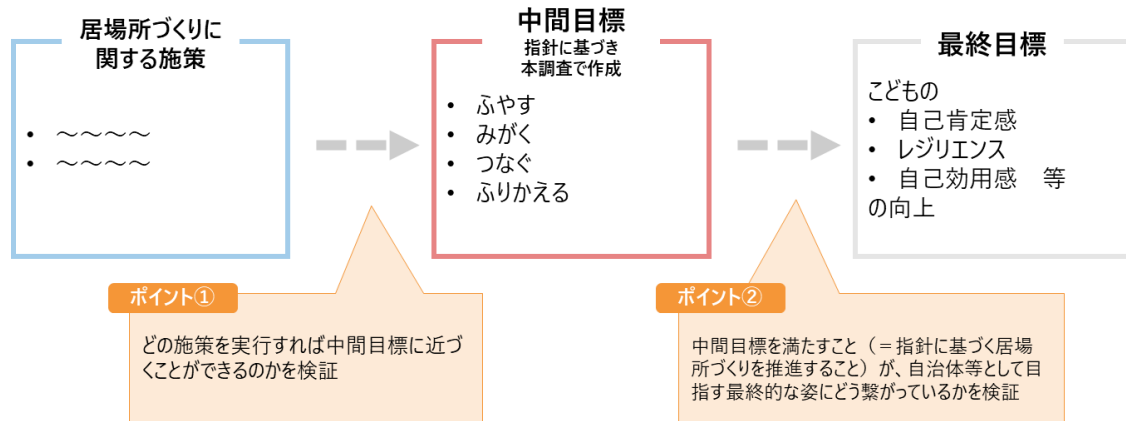
本ツール自体の継続的な見直しも必要である。現場における中間目標・成果指標の活用状況や、PDCAの構築・運用状況を継続的に把握し、現場からのフィードバックを踏まえて改善を図ることが重要である。今年度調査では中間目標と成果指標について、委員会での検討・ヒアリング調査を通じて関連の妥当性を確認しているが、モデル事業等を通じて具体的な施策と中間目標との関連を検証することも一案である（図表 48 ポイント①）。

また、こどもの健やかな成長や自己肯定感の向上など、自治体等が定める最終的な目標に対して居場所づくりの取組がどう寄与しているのか、効果検証を行うための指標・手法を提示することも有効である。中間目標を満たすような居場所づくりが進むことの効果を、定量的に測ることで、より広く居場所づくりの重要性を示すことができると考えられる（図表 48 ポイント②）。

図表 47 自治体等が PDCA を構築・運用する際に発生すると考えられる課題

中間目標・成果指標の周知・啓発	・ こども家庭庁から中間目標・成果指標を通知し、ツールを活用したこども計画等への居場所づくりの盛り込み・施策の推進を促す。 ・ 国から自治体に対するアプローチに限らず、国からの働きかけが届かない自治体に対しては民間団体や中間支援団体からのアプローチが重要である。 ・ 中間目標・成果指標を活用して取組を推進している自治体等の好事例を収集し、居場所づくりにおいて発生する課題に対する対応策を横展開することで、全国的な居場所づくりの取組を活発化させることができる。
ツールの見直し	・ 現場における中間目標・成果指標の活用状況や、PDCAの構築・運用状況を継続的に把握し、現場からのフィードバックを踏まえて目標や指標の改善を図る。

図表 48 今後の検討ポイント



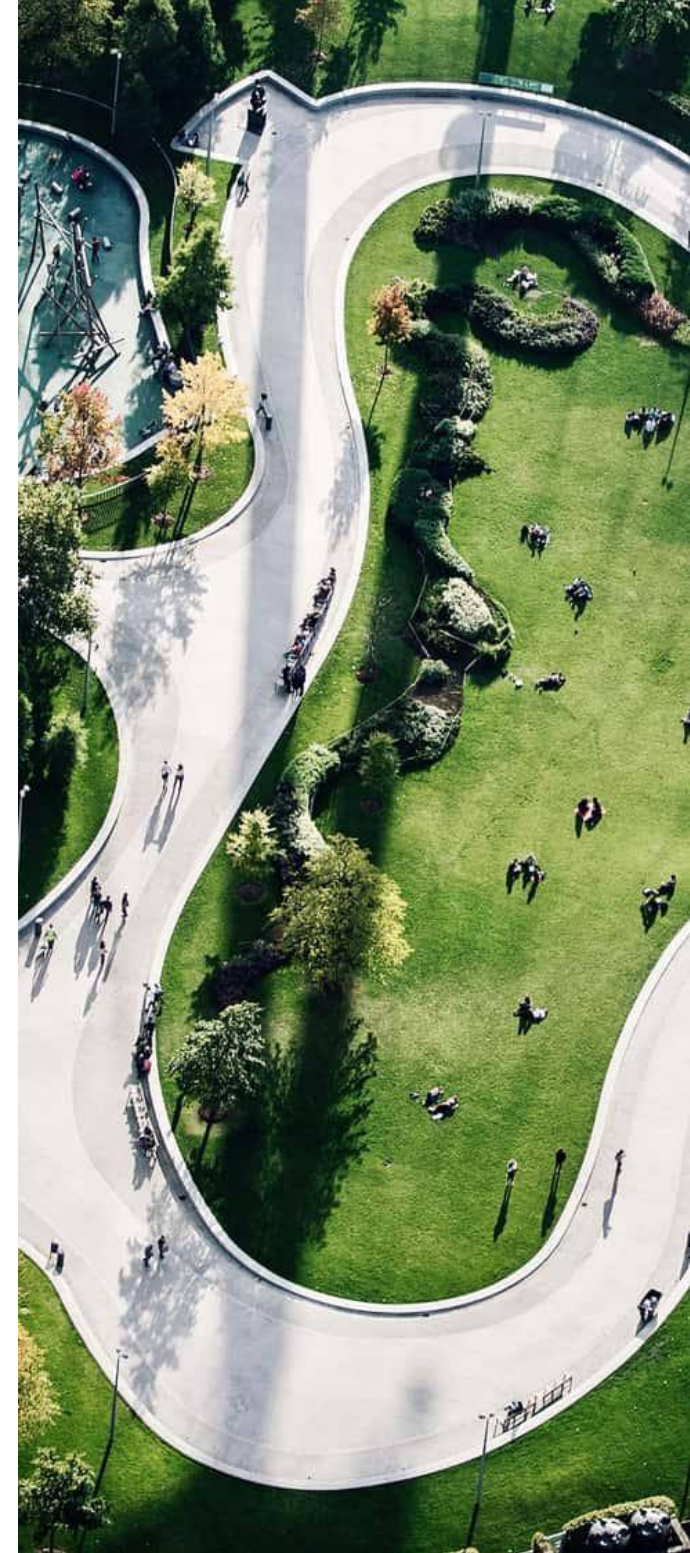
参考資料

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究

参考資料01 固有の居場所 自己点検ツール 説明資料

野村総合研究所
コンサルティング事業本部 社会システムコンサルティング部

2025年2月



1. 自己点検ツールの概要

2. 振り返りのポイントの成り立ち

3. ワークシートの説明

1. 自己点検ツールの概要 | 自己点検ツールの位置づけ

「こどもの居場所づくりに関する指針」で示されている重要な基本的事項・視点に基づき、居場所での諸活動を振り返り、今後の改善に役立てることを目指し、作成しました。

作成の背景

- 自己点検ツールは、こども家庭庁の「令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究」（以下、本調査研究）の成果として作成されました。
- 本調査研究では、居場所の多様性・創造性やこどもの権利など、「こどもの居場所づくりに関する指針」に定められた居場所に関する基本的事項・視点をもとに、居場所の運営者の皆様が、日々の活動状況を自ら振り返るためのツールを検討しました。

想定される主な利用者

- 自己点検ツールは、ガイドラインやチェックリストが整備されていない居場所を主な利用者として想定しました。それらの居場所づくりに関わる方が、基本的な視点を振り返るためのツールとして作成しました。
- ただし、自己点検ツールは「指針」をもとに作成しており、全ての居場所を確認すべき内容をカバーしています。そのため、学童や児童館等、ガイドラインやチェックリストが整備されている居場所でも、利用可能と考えています。

1. 自己点検ツールの概要 | 自己点検ツールの位置づけ

(前頁の続き)

自己点検ツールの前提

- 本調査研究では、大前提として、**居場所はどこも・若者本人が決めるものであり、こどもの居場所には多様性が重要**と考えています。
 - 現在、様々な地域で、地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われています。それぞれの居場所の目的・機能は多様であり、居場所の運営方法や状態について、一つの「正解」があるわけではありません。
- 他方、居場所づくりの推進に向け、こども家庭庁は令和5年に「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下、指針）を公表しました。**指針は、こどもの居場所づくりを進めるにあたって重要となる基本的事項・視点**を示しています。
 - 指針は、こどもの居場所づくりを通じて、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現することを目的として、作成されました。
 - 基本的事項とは、居場所のとらえ方や特徴、居場所づくりに関する説明です。
 - 基本的な視点とは、居場所づくりを進めるにあたって重要な「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」という視点です。
- **指針に示されている基本的事項・視点に基づいた際に、日々の居場所の運営といった諸活動について、「具体的にどのような観点から振り返り、改善していけばよいのか」を考えやすくするようなツール**として、自己点検ツールは作成されました。
 - 自己点検ツールはあくまで居場所づくりについて振り返り、今後どのように取り組むかを考えるヒントとなるようなツールです。それぞれの居場所の「良い」「悪い」を評価・判断するようなツールではありません。

1. 自己点検ツールの概要 | 自己点検ツール 資料一覧

自己点検ツールの概要・成り立ち・使い方例を説明する“説明資料”と、活動を振り返るポイントを一覧化した“一覧資料”、振り返り結果を書き込む“ワークシート”があります。

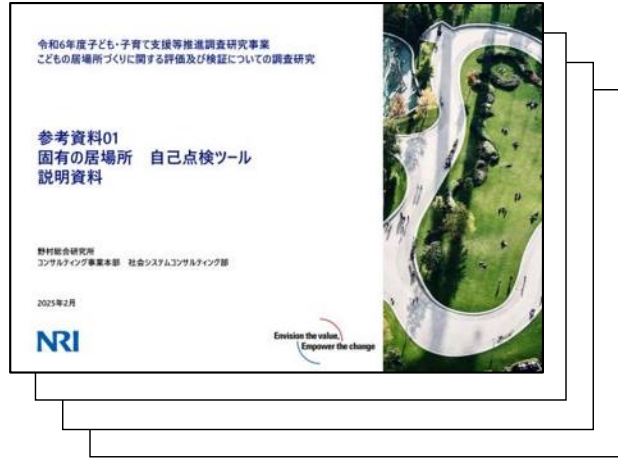
■ 調査研究の経緯・成果については、報告書もご参照ください。

自己点検ツールの活用時に役立つ資料

説明資料（PowerPoint形式、本資料）

参考資料01

- 自己点検ツールがどのように作られたのかを説明しています。
- 右記のワークシートを活用した振り返りの進め方（例）も紹介しています。



振り返りのポイント一覧（Excel形式）

参考資料02

- 活動を振り返るポイント（振り返りのポイント）を全て記載し、一覧化した資料です。
- 各ポイントの解説や具体例も記載されています。

項目	ポイント	ポイント	ポイント
1. 活動の振り返り	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント
2. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
3. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
4. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
5. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
6. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
7. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
8. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
9. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
10. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント

ワークシート（Excel形式/PowerPoint形式）

参考資料03,04

- 振り返りの結果を書き込むことができるシートです。
- Excel形式とPowerPoint形式がありますが、記載されている内容は同じです。

Excel形式

項目	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
1. 活動の振り返り	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント
2. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
3. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
4. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
5. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
6. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
7. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
8. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
9. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
10. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント

PowerPoint形式

項目	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
1. 活動の振り返り	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント	活動の振り返りポイント
2. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
3. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
4. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
5. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
6. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
7. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
8. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
9. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント
10. 振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント	振り返りのポイント

1. 自己点検ツールの概要

2. 振り返りのポイントの成り立ち

3. ワークシートの説明

2. 振り返りのポイントの成り立ち

自己点検ツールは、指針を元に居場所づくりを振り返るポイント（振り返りのポイント）を整理しています。

- 自己点検ツールは、指針に基づいて「振り返りのポイント」を設定しています。
 - 指針の中でも、居場所での実践に関わる内容を抽出・整理しました。
- 「振り返りのポイント」はいくつかありますが、思い出しやすいよう、5つのカテゴリーに分類されています。

自己点検ツールで示している「振り返りのポイント」の成り立ち

	カテゴリー	振り返りのポイント
こどもの居場所づくりに関する指針 令和5年12月22日	こどもの権利を擁護しているか	• ~~~~ • ~~~~
	こどもにとって安全・安心な居場所であるか	• ~~~~ • ~~~~
	多様なこどもがいることを理解し、受け入れ、支えているか	• ~~~~ • ~~~~
	こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか	• ~~~~ • ~~~~
	地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	• ~~~~ • ~~~~

2. 振り返りのポイントの成り立ち | 振り返りのポイントとステップ

振り返りのポイントは、居場所づくりの基本的な視点を確認するための「みんなでやろう」と、今後の活動のヒントになる「できるといいね」に分かれています。

■ 振り返りのポイントは、居場所づくりの実践方法や運営状況に合わせて活用できるよう、2つのステップに分かれています。

- ステップ1「みんなでやろう」は、こどもに関わる全ての人に守ってもらいたい基本的な視点を記載しています。
- ステップ2「できるといいね」は「みんなでやろう」を踏まえ、もっと色々な活動をしてみたい人に向けたヒントを記載しています。

振り返りのポイントとステップ

ステップ	「みんなでやろう」	「できるといいね」
各ステップの位置づけ	• 既に居場所を運営し始めている人が、居場所づくりの振り返りで使うことを想定しています。 • 運営者だけでなく、こどもに関わる全ての人（ボランティア参加者など）に守ってもらいたいポイントや意識してもらいたいポイントを記載しています。 • 居場所づくりに関わる人全員で振り返ることを想定し、ワークシート形式のツールも用意しています（参考資料03,04）。 ※ワークシートは「この通りに進めるべき」と強制するものではなく、あくまで振り返りを支援する資料です	• 「みんなでやろう」を踏まえ、もっといろいろな活動をしてみたい人に向けたステップです。 • 今後の活動のヒントとして参考にしてください。

2. 振り返りのポイントの成り立ち | 振り返りのポイントの全体像

具体的な振り返りポイントは以下の通りです。詳細は「振り返りのポイント一覧」をご覧ください。

振り返りのポイントの全体像

カテゴリー	振り返りのポイント	
	「みんなでやろう」	「できるといいね」
こどもを大切にし、尊重する居場所であるか (こどもの権利を知り、生かしているか)	こどもを大切にし、尊重することの重要性を理解しているか	- スタッフが、こどもの権利について学ぶ機会を設けているか - こどもが自分の意見や違和感について声をあげやすい環境になっているか
こどもにとって安全・安心な居場所であるか	- こどものからだところの安全・安心が守られているか - こどものプライバシーが守られているか	- 居場所を運営するに当たっての理念や担い手の行動規範を言語化・共有しているか - こどもを取り巻く環境に目を配り、環境変化に対応した運営を行っているか
多様なこどもがいることを理解し、受け入れているか	- 多様なこどもがいることを理解しているか - 居場所に来ているこどもの個性や特性、ニーズに配慮した居場所づくりを行っているか	こどもたちの背景に配慮し、つながりやすい居場所になっているか
こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか	こどもの意見を聞き、こどもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	- こどもが気持ちや意見を表明しやすい環境になっているか - こどもが居場所と思えるような居場所づくりになっているかを振り返り、改善できているか
地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	- 地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか - 地域と連携して居場所の情報をこどもに届けているか	- こどものために何か活動したいと思っている地域の人々を巻き込んでいるか - 地域の様々な居場所と協力しているか - 環境が変化してもこどもが居場所を失わないようになっているか

1. 自己点検ツールの概要
2. 振り返りのポイントの成り立ち
- 3. ワークシートの説明**

3. ワークシートの説明 | ワークシートの対象

本調査研究では、「みんなでやろう」について、ワークシートを作成しました。

- 居場所でこどもに関わる全ての人に向けた、「みんなでやろう」の段階を振り返りやすくするために、ワークシートが用意されています。
 - 一覧資料では、「みんなでやろう」と「できるといいね」の両方が記載されています。

振り返りのポイントとステップ（再掲）

▶ ワークシートの対象

ステップ	「みんなでやろう」	「できるといいね」
各ステップの位置づけ	• 既に居場所を運営し始めている人が、居場所づくりの振り返りで使うことを想定しています。 • 運営者だけでなく、こどもに関わる全ての人（ボランティア参加者など）に守ってもらいたいポイントや意識してもらいたいポイントを記載しています。 • 居場所づくりに関わる人全員で振り返ることを想定し、ワークシート形式のツールも用意しています（参考資料03,04）。 ※ワークシートは「この通りに進めるべき」と強制するものではなく、あくまで振り返りを支援する資料です	• 「みんなでやろう」を踏まえ、もっといろいろな活動をしてみたい人に向けたステップです。 • 今後の活動のヒントとして参考にしてください。

3. ワークシートの説明 | Excel形式の使い方

右側の空欄のボックスに振り返りの結果を記載できます。

- ワークシートは、それぞれの居場所での、やりやすい方法に合わせて自由に活用してください。
- 記入の順序にも決まりはありません。話しやすいところから始めてみましょう。

自己点検ツール ワークシートの使い方（Excel形式）

【振り返りのポイントとその詳細】

- ・ 振り返りのポイントとその意味、取組例を記載しています。
- ・ 表形式の一覧になっていて、一つのシートに全ての振り返りのポイントが記載されています。

【書きこみスペース】

- ・ 各ポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみましょう。

カテゴリー	ポイント	解説/具体的な取組事例	できていること	今後取り組んでみたいこと	特に取り組みたいもの
まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取組事例をじっくり読んでみましょう			「ポイント」の内容が居場所ですどのように実践されているか、振り返りながら現状を記載しましょう	「できていること」を踏まえ、今後どのような取り組みを行うことができるか、解説も参考にしながら記載しましょう	「今後取り組みたいこと」のうち、特に優先的に取り組みたいことを考えてみましょう 例）特に取り組みたいものに◎をつける、Top3を決めてみる、「高」「中」「低」をつけてみる、すぐにやりたいことを書いてみる、等
子ども大切に、尊重する居場所であるか（子どもの権利を知り、生かしているか）	子ども大切に、尊重することの重要性を理解しているか	全ての子どもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、子どもが持つ権利を実現するには、おとなが子どもを大切に扱い、尊重し、子どもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、子どもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 < 具体例 > ・子どもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっている。 ・注意をする必要があることも一方で、子どもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、子どもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 ・子どもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 ・「子ども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「子ども基本法」（子ども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/			

3. ワークシートの説明 | PowerPoint形式の使い方

各ページの下部の表に振り返りの結果を記載できます。

- ワークシートは、それぞれ居場所での、やりやすい方法に合わせて自由に活用してください。
- 記入の順序にも決まりはありません。話しやすいところから始めてみましょう

自己点検ツール ワークシートの使い方（PowerPoint形式）

ワークシート

#1 こどもを大切に、尊重する居場所であるか（こどもの権利を知り、生かしているか）

ポイント	解説/具体的な取り組み例
こどもを大切に、尊重することの重要性を理解しているか	全てのこどもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、こどもが持つ権利を実現するには、おとながこどもを大切に扱い、尊重し、こどもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 <具体例> - こどもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっていく。 - 注意をすることが必要なこともある一方で、こどもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、こどもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 - こどもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 「こども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「こども基本法」（こども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/

振り返り項目	振り返りの結果
できていること	
今後取り組んでみたいこと	特に取り組んでみたいもの

Copyright (C) Nishimura Research Institute Ltd. All rights reserved. NRI 3

【振り返りのポイントとその詳細】

- ・振り返りのポイントとその意味、取組例を記載しています。
- ・1枚のスライドに1つの振り返りのポイントが記載されています。

【書き込みスペース】

- ・ポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみましょう。

3. ワークシートの説明 | ワークシートを活用した振り返りの進め方（例）

関係者全体で振り返りのポイントを理解したうえで、
居場所の現状や今後取り組んでみたいことを考えてみましょう。

自己点検ツールを活用した振り返りの進め方（例）

①

振り返りのポイントの読み合わせ

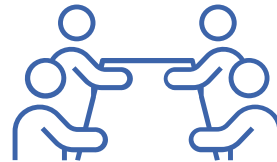
- まずはそれぞれの振り返りのポイントについて、解説や具体的な取組例をじっくり読む時間を取ってみましょう。
- わからない点があれば、お互いに共有し、どのような意味かすり合わせてみましょう。
- 記載されている参考資料も確認してみましょう。



②

現状の振り返り

- 振り返りのポイントの内容が、居場所ですどのように実践されているかを話し合いながら確認しましょう。
- 結果はワークシートの「できていること」に記録してみましょう。
- 解説や具体的な取組例を参考に、実際の活動の様子を思い出しながら進めてみましょう。



③

今後取り組んでみたいことの検討

- ②を踏まえ、居場所でこれから取り組んでみたいことを話し合いましょう。
- 結果はワークシートの「今後取り組んでみたいこと」に記録してみましょう。
- 一方で、運営の時間は限られているかもしれません。特に優先的に取り組みたいものも考え、「特に取り組みたいもの」に目印をつけてみましょう。

例)

- 特に取り組みたいものに二重丸をつける
- 優先度トップ3を決める
- 「高」「中」「低」に分類する
- すぐにやりたいことを書く ……等

3. ワークシートの説明 | 振り返りのヒント

それぞれの居場所の状況を踏まえ、自己点検ツールを自由に活用してください。

より良い現状把握のために

- 居場所の運営に関わる方なるべく多く集めて実施してみましょう。
 - 様々な立場の方が参加することで、居場所の様子を多角的に確認できます。
 - 一方で、参加が難しい方もいるでしょう。その場合は、欠席者からも事前に意見を集める、等の対応が考えられます。
- こどもの視点も踏まえて振り返りを行ってみましょう。
 - 居場所を居場所と思うかは、こども自身が判断します。利用するこどもからはどのように見えているか、普段のこどもたちの様子を思い返してみましょう。
 - 必要に応じてこどもに聞き取りやアンケート等を行ってみることも一案です。

振り返りの結果を、居場所の運営に反映するために

- 「今後取り組みたいこと」を考える際に、担当者や期限も一緒に考えると、より実効性が増すと期待できます。
 - 取り組んでみたいことを考えたら、「特に取り組んでみたいもの」欄も活用しながら行動に移してみましょう。
 - 全て実施することは難しい場合もあるでしょう。居場所の運営状況も踏まえて、検討しましょう。

振り返りを深めるために

振り返りの方法は自由です。例えば、複数の居場所で集まって振り返る、地域のコーディネーター等の外部の方にファシリテーターになってもらいながら振り返る、といった方法も考えられます。

- こうした方法を通じて、居場所ごとの違いや互いの優れた取組に気づくことができ、より深い振り返りや、次の活動のヒントを見つけることになることが期待できます。

参考資料02 自己点検ツール 振り返りのポイント一覧

【本資料の位置づけ】

- ・居場所の運営者の皆様が、日々の活動状況を自ら振り返る際のポイント（振り返りのポイント）を一覧化した資料です。
- ・各ポイントの解説や具体例も記載されています

【一覧表の見方】

- ・「振り返りのポイント」はいくつかありますが、思い出しやすいよう、5つのカテゴリーに分類されています（C列）。
- ・「振り返りのポイント」は指針に基づいて設定しています（D列・F列）。
 - ※振り返りのポイントには、2つのステップがあります。
 - ✓ステップ1「みんなでやろう」：居場所づくりの基本的な視点で構成（D列）
 - ✓ステップ2「できるといいね」：「みんなでやろう」を踏まえ、もっといろいろな活動をしてみたい方へのヒント（F列）
- ・振り返りの際は、各振り返りのポイントの「解説／具体的な取組例」も参考にしてみてください（E列・G列）

#	カテゴリー	振り返りのポイント	解説/具体的な取組例	振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
1	こどもを大切にし、尊重する居場所であるか（こどもの権利を知り、生かしているか）	こどもを大切にし、尊重することの重要性を理解しているか	全てのこどもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、こどもが持つ権利を実現するには、おとながこどもを大切に扱い、尊重し、こどもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 < 具体例 > - こどもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっている。 - 注意をすることが必要なこどももある一方で、こどもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、こどもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 - こどもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 「こども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※ 参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ） https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ） https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「こども基本法」（こども家庭庁ホームページ） https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/	スタッフが、こどもの権利について学ぶ機会を設けているか	こどもの権利が守られる居場所となるためには、居場所に関わるおとな全員がこどもの権利について理解し、組織全体でどうすれば守れるのかを考えていくことが必要です。 また、居場所づくりに関わるおとな自身にも権利があり、安心して居場所の運営に関われるようにすることも重要です。 < 具体例 > - こども基本法やこどもの権利の内容について勉強会をした。 - こども基本法の6つの理念や、こどもの権利条約の4つの原則を知っている人がいる - こども基本法やこどもの権利条約等に関する資料（本文・パンフレット・動画）が居場所におかれている - こども基本法やこどもの権利条約等の内容をこどもに伝える機会を設けている ・学んだ内容を踏まえて、自らの居場所ですどのように組織的に行動するか（セーフガーディング指針、等）を考えている ・スタッフ自身も、自身の権利が侵害された（嫌なことをされた）と感じた場合は、そのことに対して声をあげられる ※ 参考： 「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」（外務省・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100067443.pdf
			こどもが自分の意見や違和感について声をあげやすい環境になっているか	スタッフだけではなく、こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要です。 < 具体例 > - こどもに対して、こども同士またはスタッフによって自身の権利が侵害された（嫌なことをされた）と感じた場合は、そのことに対して声をあげてよいと伝えている。 - こどもの権利が侵害されたことを申し出る仕組み（外部の相談窓口含む）がある - こどもに対して、自身の権利が侵害された（嫌なことをされた）と感じた場合の相談方法・連絡先について伝えている。	
2	こどもにとって安全・安心な居場所であるか	こどものからだところの安全・安心が守られているか	居場所は、こどもにとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要があります。また、スタッフのからだところの安全を守ることにも留意しましょう。 < 具体例 > - こどもを大事に思っている - こどもに対して、感情をコントロールして接している（叩かない・怒鳴らない、等） - こどもを「何も知らない」「何もわかってない」と扱わない - こどもの前で、大人たちがいがみ合ったり、非難しあったりしない - 上記のように振る舞う大人がいたら、見て見ぬふりをせず、気づいた人が注意している - こどもの体調について、異変がないか気づこうとしている ・（食べ物を出す場合）アレルギー対応できるかどうかが明示されている ・ケガをしたときや具合が悪くなった人が出たときの対応があらかじめ決められている（緊急連絡先を把握している、近隣の医療機関と連絡が取れる、等） ・万が一のときのために、保険（「ボランティア行事用保険」など）に加入している	居場所を運営するに当たっての理念や担い手の行動規範を言語化・共有しているか	こどもが安全・安心して居られる環境を設けるための居場所づくりの取組では、その居場所が大事にしている理念や規範を言語化することにより、スタッフやこどもが共有・実践できるようにすることが重要です。例えば、こどもの権利を大切にしている場所であることを明示し、それに則った取組が行われていると実感できることは、こどもの安心につながるります。 < 具体例 > - スタッフ同士で、こどもや活動内容について、話し合う・共有する機会を設けている。 ・居場所を運営する人たちの「想い」や「理念」、みんなで守るべき「約束」などが、きちんと言葉やイラスト等で表現されている。 ・ケガや病気の場合の対応、アレルギー対応などについて、居場所として何をどこまでできるか、こどもや参加者に周知されている。 ・居場所を運営する責任者の名前が、チラシやホームページなどに明記されている。 ・保護者等が問い合わせたくなった場合の連絡先が、チラシやホームページなどに明記されている。 - こどもや参加者のプライバシーの取り扱い方について、スタッフ間でルールを決めている。 - こどものプライバシーを尊重し保護することが、チラシやホームページに明記されている。 ・運営方法・ノウハウや、こどもに関する情報を文書化し、引き継ぎやすい形にしている
		こどものプライバシーが守られているか	居場所で知ったこどもに関する情報は、おとなから見てもあまり重要でないと思われる情報でも、本人にとって外部に共有されたくない情報も含む可能性があります。取扱いには十分に留意しましょう。 < 具体例 > - こども一人ひとりに人権があることを理解し、しっかりとプライバシーを守ろうとしている - こどもが安心して話ができるように、話しやすい空間を設けたり（他の人に聞かれない場所で話す、等）、プライバシーを守ることをこどもに伝えようとしている - こどもから受けた相談や話を外部に情報提供する際は、事前に本人の許可を得たり、共有範囲を限定する等の配慮を行う ・活動の広報・発信等でSNSを利用する際は、発信内容に関係する本人から同意を得ている	こどもを取り巻く環境に目を配り、環境変化に対応した運営を行っているか	社会やこども・若者を取り巻く環境の変化によって、こどものニーズは変化し、居場所と感じる場所は変わります。こうした変化を捉え、居場所のあり方を常に見直していくことが必要です。 < 具体例 > - こどもを取り巻く社会状況を知ろうとしている。 - こどもに関連するニュースや世の中の動きに応じて、居場所の在り方を見直している

3	多様な子どもがいることを理解し、受け入れているか	多様な子どもがいることを理解しているか	障がいのある子ども（医療的ケアを必要とする子どもを含む）、環境配慮が必要な子ども、外国ルーツの子ども、性的マイノリティの子どもなど、子どもの課題や事情は多種多様です。また、どんな環境だと安心だと思えるのか、何を居場所に求めるのか、等、子どもたちのニーズや思いも一人ひとり違います。居場所を利用する子どもたちのニーズを捉え、よりよい居場所づくりを進める第一歩として、まずは多様な子どもがいることを理解しているか確認しましょう。	子どもたちの背景に配慮し、つながりやすい居場所になっているか	様々な課題や事情を抱えた子どもは、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求めるということが難しい状況にあります。また、障害児や社会的養護の下で育った子どもや、不登校の子どもなど、居場所へのアクセスがにくい状況がある場合もあります。自身の居場所の特徴や状況を踏まえつつ、必要に応じて複合的な困難を抱える子どもが居場所に繋がることのできる取組みについても考えてみましょう。 < 具体例 > ・配慮が必要な子どもが居場所を利用する際の注意点について、スタッフ全員が把握している ・子どもの信頼が得られるよう地域の関係機関等と連携・協働しながらつなごうとしている ・必要な支援ができるよう、子どもや居場所の状況に応じて、地域の関係機関や専門家と連携・協働している
		居場所に来ている子どもの個性や特性、ニーズに配慮した居場所づくりを行っているか	居場所を利用する子どもたちは、それぞれに個性があり、また様々な課題や事情を抱えていることもあり、ます。居場所を利用する子どもたちが必要とするニーズを把握し、居場所の運営に反映することで、様々な子どもたちが利用しやすい居場所になります。その際、一つの居場所ですべての対応を行えないこともあるため、関係機関との連携も積極的に検討しましょう。 < 具体例 > ・居場所を利用する子どもに必要な配慮を知り、居場所づくりに反映しようとしている ・地域の関係機関を把握し、気がかりな子どもがいたときには、関係機関に相談しようとしている		
4	子どもの意見を聞き、子どもにとって魅力的な居場所をつくっているか	子どもの意見を聞き、子どもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	子どもがその場を居場所であると感じるかどうかは、子ども自身が決めるものです。子どもの意見を聞き、意見を取り入れつつ、子どもも主体となって居場所づくりを進めていくことが重要です。 < 具体例 > ・子どもの言葉やしくさ、行動をしっかり受け止めようとしている ・子どもがやりたいといった活動は、どう実現できるかを一緒に考えるようにしている ・子どもが自由に遊ぶ・過ごすことができる時間を設けている ・子どもがまた来たいと思えるような居場所になるよう心がけている ・その場が居場所になるかどうかは子ども本人が決めるものだという認識をスタッフ間で共有している	子どもが気持ちや意見を表明しやすい環境になっているか	子ども・若者の参画に関する取組を進める際には、一部の子ども声だけが反映されるようなことなく、多様な子どもが参画できるよう工夫する必要があります。 < 具体例 > ・子どもが気持ちや意見を表明しやすい機会・環境（スタッフとの対話機会・目安箱の設置等）を用意している ・抽象的に「どんな場所にしたいか」等の問いかけをするのではなく、より具体的に実施したい企画の内容や、居場所のルールの改正等のテーマを設定する ・子どもの意見を聴いた際には、その意見にどのように向き合ったのかについて、フィードバックの機会を設ける
				子どもが居場所と思えるような居場所づくりになっているかを振り返り、改善できているか	一人一人の子どもの視点から居場所を捉えるために、子どもが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える場になっているかを考えながら居場所づくりの取組を進めることが有効です。その際、子どもの意見や考えを踏まえて振り返りを行うようにしましょう < 具体例 > ・年に1回等、定期的にスタッフ同士で居場所づくりについて話す機会を設けている ・自己点検ツールを使って自分たちの活動を振り返り、今後の方針等を考えている ・自分たちの活動を振り返る際に、子どもの様子や、子どもからの意見に十分配慮している ・子どもに対するアンケートを行っている

5	地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか	居場所に子どもたちをつなげ、また居場所の活動に必要な支援や運営リソースを得るためには、地域とのつながりが不可欠です。地域とのつながりや、既存の支援サービスに目を配りながら居場所づくりを推進しましょう。 < 具体例 > ・子どもの居場所が継続できるように、地域や様々なつながりを持つとうとしている ・自治体や社会福祉協議会、地域の自治会、学校等に相談・連絡を行っている ・自治体が紹介する居場所コーディネーターに相談をしている ・居場所にかかわりのある地域の施設（児童館、公民館、図書館、ユースセンター、等）や自治体の支援事業（立ち上げ・運営に関する相談支援、助成金や物資・ボランティア紹介、等）を利用している	子どものために何か活動したいと思っている地域の人々を巻き込んでいるか	持続的な居場所づくり 위해서는、居場所の活動を応援してくれる、さらには一緒に活動してくれる仲間がいることが重要です。地域の人材と協力しながら居場所づくりを推進しましょう。 < 具体例 > ・子どもの居場所活動について、地域住民や子どもに関わるおとな（教員、等）の支持を得ようとしている ・地域住民からボランティアや寄付を募集する
		地域と連携して居場所の情報を子どもに届けているか	子どもが居場所につながるためには、まず、地域の中にある子どもの居場所が、子どもや保護者に知られている必要があります。居場所と地域が連携し、どこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信しましょう。 < 具体例 > ・地域の広報誌に居場所に関する情報を掲載する ・学校や自治体と協力し、対象とする子どもに居場所の存在を伝える	地域の様々な居場所と協力しているか	地域全体で子どもの居場所づくりを推進していくためには、居場所同士で連携・協働することが必要です。児童館、子ども食堂や学習支援の場など、地域にある様々な居場所同士が対話し、互いに尊重し学び合うことが重要です。 < 具体例 > ・よりよい活動にするように、他の居場所等の活動や運営を参考にしようと考えている。 ・他の居場所との情報交換や交流を行い、居場所の運営に生かしている ・居場所同士のネットワークに参加している
				環境が変化しても子どもが居場所を失わないようになっているか	子どもにとって、居場所だと認識していた場が運営者の都合でなくなってしまうことは居場所の喪失体験となり得ます。担当する事業者が変わる等の場合も、子どもとの関係性に切れ目が生じないように工夫する必要があります。 また、転居や進学など、子ども側の環境やライフステージの変化によって居場所との繋がりがないよう、関係機関と連携・協働することも重要です。 < 具体例 > ・運営主体が変更する場合には十分な引継ぎを行う。 ・運営する居場所以外に、地域にどのような居場所があるか把握している ・ライフステージの変化や法的な年齢制限・進学等制度に起因する形で居場所を失わないよう、居場所運営者同士で積極的に情報交換・連携している

参考資料03 固有の居場所 自己点検ツール ワークシート（Excel版）

【本資料の位置づけ】

- ・この資料は自己点検ツールの振り返りのポイントのうち、ステップ1「みんなでやろう」を抜粋しています。内容は振り返りのポイント一覧と同様です。
- ・振り返りの進め方については、参考資料01（説明資料）もご参照ください。

【ワークシートの見方・項目】

- ・ワークシートは、各居場所のやりやすい方法に合わせる等、自由に活用してください。
- ・記入の順序にも決まりはありません。話しやすいところから始めてみましょう。

< 振り返りのポイントとその詳細（B列～D列） >

- ✓ 各カテゴリーの振り返りのポイントと、その解説/具体的な取り組み例を1行記載しています。
- ✓ まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取り組み例をじっくり読んでみましょう。

< 書き込みスペースE～G列 >

- ✓ ポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみましょう。
- ✓ 各欄の意味はワークシートをご参照ください。

実施日時	月 日 () 時～
実施方法	対面／オンライン
参加者	●●（運営責任）、○○（ボランティアリーダー）、○○(以下スタッフ)、○○、～～

※記入の順序に決まりはありません。話しやすいところから始めてみましょう

カテゴリー	振り返りのポイント	解説/具体的な取組例	できていること	今後取り組んでみたいこと	特に取り組みたいもの
まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取り組み例をじっくり読んでみましょう			「ポイント」の内容が居場所でのように実践されているか、振り返りながら現状を記載しよう	「できていること」を踏まえ、今後どのような取組を行うことができるか、解説も参考にしながら記載しよう	「今後取り組みたいこと」のうち、特に優先的に取り組みたいことを考えてみましょう 例) 特に取り組みたいものに◎をつける、Top3を決めてみる、「高」「中」「低」をつけてみる、すぐにやりたいことを書いてみる、等
子ども大切に、尊重する居場所であるか（子どもの権利を知り、生かしているか）	子ども大切にし、尊重することの重要性を理解しているか	全ての子どもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、子どもが持つ権利を実現するには、おとなが子どもを大切に扱い、尊重し、子どもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、子ども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、子どもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 < 具体例 > ・子どもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっている。 ・注意をすることが必要なこともある一方で、子どもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、子どもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 ・子どもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 ・「子ども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「子ども基本法」（子ども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/			
子どもにとって安全・安心な居場所であるか	子どものからだところの安全・安心が守られているか	居場所は、子どもにとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要があります。また、スタッフのからだところの安全を守ることに留意しましょう。 < 具体例 > ・子どもを大事に思っている ・子どもに対して、感情をコントロールして接している（叩かない・怒鳴らない、等） ・子どもを「何も知らない」「何もわかってない」と扱わない ・子どもの前で、大人たちがいがみ合ったり、非難しあったりしない ・上記のように振る舞う大人がいたら、見て見ぬふりをせず、気づいた人が注意している ・子どもの体調について、異変がないか気づこうとしている ・（食べ物を出す場合）アレルギー対応できるかどうかが明示されている ・ケガをしたときや具合が悪くなった人が出たときの対応があらかじめ決められている（緊急連絡先を把握している、近隣の医療機関と連絡が取れる、等） ・万が一のときのために、保険（「ボランティア行事用保険」など）に加入している			
	子どものプライバシーが守られているか	居場所で知った子どもに関する情報は、おとなから見てもあまり重要でないと思われる情報でも、本人にとって外部に共有されたくない情報も含む可能性があります。取扱いには十分に留意しましょう。 < 具体例 > ・子ども一人ひとりに人権があることを理解し、しっかりとプライバシーを守ろうとしている ・子どもが安心して話ができるように、話しやすい空間を設けたり（他の人に聞かれない場所で話す、等）、プライバシーを守ることが子どもに伝えようとしている ・子どもから受けた相談や話を外部に情報提供する際は、事前に本人の許可を得たり、共有範囲を限定する等の配慮を行う ・活動の広報・発信等でSNSを利用する際は、発信内容に関係する本人から同意を得ている			

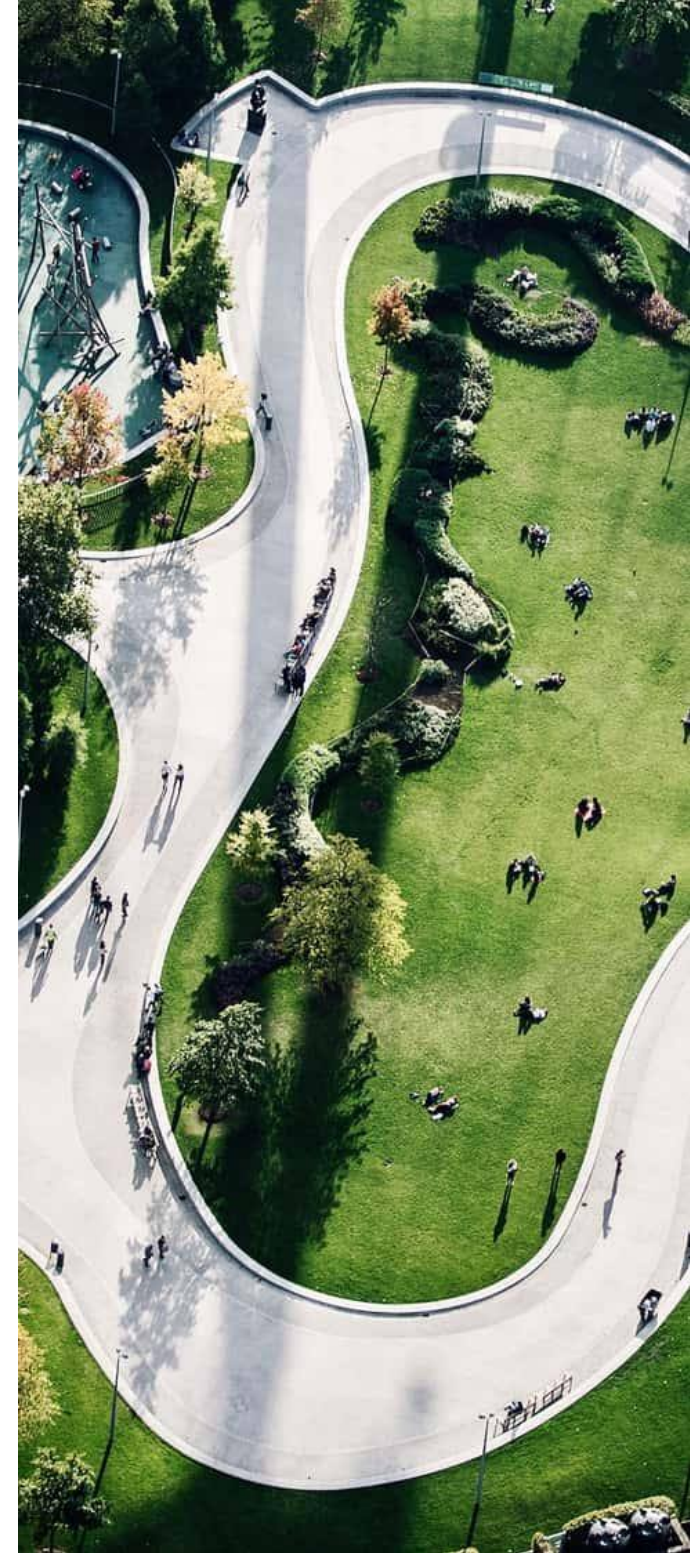
多様な子どもがいることを理解し、受け入れているか	多様な子どもがいることを理解しているか	障がいのある子ども（医療的ケアを必要とする子どもを含む）、環境配慮が必要な子ども、外国ルーツの子ども、性的マイノリティの子どもなど、子どもの課題や事情は多種多様です。また、どんな環境だと安心だと思えるのか、何を居場所に求めるのか、等、子どもたちのニーズや思いも一人ひとり違います。居場所を利用する子どもたちのニーズを捉え、よりよい居場所づくりを進める第一歩として、まずは多様な子どもがいることを理解しているか確認しましょう。 < 具体例 > ・居場所を利用するすべての子どもに対して、一人の人間として無意識・意識を問わず差別することなく、誠実に向き合っている（性別によるステレオタイプな声掛けをしない、等） ・居場所を利用する子どもの背景や個性を知ろうとしている			
	居場所に来ている子どもの個性や特性、ニーズに配慮した居場所づくりを行っているか	居場所を利用する子どもたちは、それぞれに個性があり、また様々な課題や事情を抱えていることもあります。居場所を利用する子どもたちが必要とするニーズを把握し、居場所の運営に反映することで、様々な子どもたちが利用しやすい居場所になります。その際、一つの居場所ですべての対応を行えないこともあるため、関係機関との連携も積極的に検討しましょう。 < 具体例 > ・居場所を利用する子どもに必要な配慮を知り、居場所づくりに反映しようとしている ・地域の関係機関を把握し、気がかりな子どもがいたときには、関係機関に相談しようとしている			
子どもの意見を聞き、子どもにとって魅力的な居場所をつくっているか	子どもの意見を聞き、子どもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	子どもがその場を居場所であると感じるかどうかは、子ども自身が決めるものです。子どもの意見を聴き、意見を取り入れつつ、子どもも主体となって居場所づくりを進めていくことが重要です。 < 具体例 > ・子どもの言葉やしぐさ、行動をしっかりと受け止めようとしている ・子どもがやりたいといった活動は、どう実現できるかを一緒に考えるようにしている ・子どもが自由に遊ぶ・過ごすことができる時間を設けている ・子どもがまた来たいと思えるような居場所になるよう心がけている ・その場が居場所になるかどうかは子ども本人が決めるものだという認識をスタッフ間で共有している			
地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか	地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか	居場所に子どもたちをつなげ、また居場所の活動に必要な支援や運営リソースを得るためには、地域とのつながりが不可欠です。地域とのつながりや、既存の支援サービスに目を配りながら居場所づくりを推進しましょう。 < 具体例 > ・子どもの居場所が継続できるように、地域や様々なつながりを持つようとしている ・自治体や社会福祉協議会、地域の自治会、学校等に相談・連絡を行っている ・自治体が紹介する居場所コーディネーターに相談をしている ・居場所にかかわりのある地域の施設（児童館、公民館、図書館、ユースセンター、等）や自治体の支援事業（立ち上げ・運営に関する相談支援、助成金や物資・ボランティア紹介、等）を利用している			
	地域と連携して居場所の情報を子どもに届けているか	子どもが居場所につながるためには、まず、地域の中にある子どもの居場所が、子どもや保護者に知られている必要があります。居場所と地域が連携し、どこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信しましょう。 < 具体例 > ・地域の広報誌に居場所に関する情報を掲載する ・学校や自治体と協力し、対象とする子どもに居場所の存在を伝える			

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究

こどもの居場所における自己点検ツール ワークシート

野村総合研究所
コンサルティング事業本部 社会システムコンサルティング部

2025年2月



本資料の位置づけ・使い方
ワークシート

**自己点検ツールを活用して振り返りを行う際、
話し合いの結果を書き込むシートとしてご活用ください。**

本資料の位置づけ

- この資料は自己点検ツールの振り返りのポイントのうち、ステップ1「みんなでやろう」を抜粋しています。内容は振り返りのポイント一覧と同様です。
 - 自己点検ツールを活用した振り返り時に、投影や印刷することを想定し、より書き込みがしやすい形式として作成しています。
- 振り返りの進め方については、参考資料01（説明資料）もご参照ください

本資料の位置づけ・使い方

1ページごとに振り返りのポイントや解説・具体例が記載されています。

各ページの下にある「振り返りの結果」スペースが、振り返りの結果を書き込む箇所になります。

ワークシートの見方・項目

- ワークシートは、各居場所のやりやすい方法に合わせる等、自由に活用してください。
- 記入の順序にも決まりはありません。話しやすいところから始めてみましょう

ワークシート

#1 こどもを大切に、尊重する居場所であるか（こどもの権利を知り、生かしているか）

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
こどもを大切に、尊重することの重要性を理解しているか	全てのこどもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、こどもが持つ権利を実現するには、おとながこどもを大切に扱い、尊重し、こどもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 <具体例> ・ こどもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっている。 ・ 注意をすることが必要なこともある一方で、こどもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、こどもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 ・ こどもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 ・ 「こども基本法」という法律があり、そのまわりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ） https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ） https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「こども基本法」（こども家庭庁ホームページ） https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/

振り返り項目	振り返りの結果
できていること	
今後取り組んでみたいこと	

【振り返りのポイントとその詳細】

- ・ 各カテゴリーの振り返りのポイントと、その解説/具体的な取組例を1ページずつ記載しています。
- ・ まずはそれぞれのポイントについて、解説/具体的な取組例をじっくり読んでみましょう

【書き込みスペース】

- ・ 振り返りのポイントについて、居場所での活動状況や今後取り組みたいことを話し合い、その結果を書き出してみましょう。

できていること

- ✓ 振り返りのポイントが居場所でどのように実践されているか、振り返りながら現状を記入しましょう。

今後取り組んでみたいこと

- ✓ 上記を踏まえ、今後どのような取り組みを行うことができるか、解説も参考にしながら記入しましょう。

特に取り組んでみたいもの

- ✓ 全体の「今後取り組んでみたいこと」のうち、特に優先的に取り組みたいことを考えてみましょう
例）特に取り組みたいものに◎をつける、Top3を決めてみる、「高」「中」「低」をつけてみる、すぐにやりたいことを書いてみる、等

本資料の位置づけ・使い方

ワークシート

#1 こどもを大切にし、尊重する居場所であるか（こどもの権利を知り、生かしているか）

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
こどもを大切にし、尊重することの重要性を理解しているか	全てのこどもが、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。そして、こどもが持つ権利を実現するには、おとながこどもを大切に扱い、尊重し、こどもの権利を守ることが不可欠です。 居場所づくりにおいても、関わるおとなたちは、こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくことが重要です。 < 具体例 > - こどもの人格は、大人同様、「ひとりの人間」として尊重されるべきで、一方的な指導の対象ではない、とわかっている。 - 注意をすることが必要なこともある一方で、こどもに精神的・身体的な暴力を振るうことは、こどもの人格を尊重せず、支配・コントロールする行為であることを知っている。 - こどもの権利（児童の権利、子どもの権利）という言葉を知っている。 「こども基本法」という法律があり、そのきまりはすべての人が守らなければならないことを知っている。 ※参考： 「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/ 「子どもの権利を考えよう（子どもの権利条約 子ども向け学習サイト）」（日本ユニセフ協会ホームページ）https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/ 「こども基本法」（こども家庭庁ホームページ）https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/ 「児童の権利に関する条約」（外務省ホームページ）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#2 こどもにとって安全・安心な居場所であるか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
こどものからだところの安全・安心が守られているか	居場所は、こどもにとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要があります。また、スタッフのからだところの安全を守ることに留意しましょう。 < 具体例 > ・ こどもを大事に思っている ・ こどもに対して、感情をコントロールして接している（叩かない・怒鳴らない、等） ・ こどもを「何も知らない」「何もわかってない」と扱わない ・ こどもの前で、大人たちがいがみ合ったり、非難しあったりしない ・ 上記のように振る舞う大人がいたら、見て見ぬふりをせず、気づいた人が注意している ・ こどもの体調について、異変がないか気づこうとしている ・ （食べ物を出す場合）アレルギー対応できるかどうか明示されている ・ ケガをしたときや具合が悪くなった人が出たときの対応があらかじめ決められている（緊急連絡先を把握している、近隣の医療機関と連絡が取れる、等） ・ 万が一のときのために、保険（「ボランティア行事用保険」など）に加入している

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#2 こどもにとって安全・安心な居場所であるか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
こどものプライバシーが守られているか	居場所で知ったこどもに関する情報は、おとなから見てあまり重要でないと思われる情報でも、本人にとって外部に共有されたくない情報も含む可能性があります。取扱いには十分に留意しましょう。 < 具体例 > - こども一人ひとりに人権があることを理解し、しっかりとプライバシーを守ろうとしている - こどもが安心して話ができるように、話しやすい空間を設けたり（他の人に聞かれない場所で話す、等）、プライバシーを守ることをこどもに伝えようとしている - こどもから受けた相談や話を外部に情報提供する際は、事前に本人の許可を得たり、共有範囲を限定する等の配慮を行う - 活動の広報・発信等でSNSを利用する際は、発信内容に関係する本人から同意を得ている

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#3 多様なこどもがいることを理解し、受け入れているか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
多様なこどもがいることを理解しているか	障がいのあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）、環境配慮が必要なこども、外国ルーツのこども、性的マイノリティのこどもなど、こどもの課題や事情は多種多様です。また、どんな環境だと安心だと思えるのか、何を居場所に求めるのか、等、こどもたちのニーズや思いも一人ひとり違います。居場所を利用するこどもたちのニーズを捉え、よりよい居場所づくりを進める第一歩として、まずは多様なこどもがいることを理解しているか確認しましょう。 < 具体例 > - 居場所を利用するすべてのこどもに対して、一人の人間として無意識・意識を問わず差別することなく、誠実に向き合っている（性別によるステレオタイプな声掛けをしない、等） - 居場所を利用するこどもの背景や個性を知ろうとしている

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#3 多様なこどもがいることを理解し、受け入れているか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
居場所に来ているこどもの個性や特性、ニーズに配慮した居場所づくりを行っているか	居場所を利用するこどもたちは、それぞれに個性があり、また様々な課題や事情を抱えていることもあります。居場所を利用するこどもたちが必要とするニーズを把握し、居場所の運営に反映することで、様々なこどもたちが利用しやすい居場所になります。その際、一つの居場所で全ての対応を行えないこともあるため、関係機関との連携も積極的に検討しましょう。 < 具体例 > - 居場所を利用するこどもに必要な配慮を知り、居場所づくりに反映しようとしている - 地域の関係機関を把握し、気がかりなこどもがいたときには、関係機関に相談しようとしている

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#4 こどもの意見を聞き、こどもにとって魅力的な居場所をつくっているか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
こどもの意見を聞き、こどもと一緒に魅力的な居場所を作っているか	こどもがその場を居場所であると感じるかどうかは、こども自身が決めるものです。こどもの意見を聴き、意見を取り入れつつ、こどもも主体となって居場所づくりを進めていくことが重要です。 < 具体例 > - こどもの言葉やしぐさ、行動をしっかりと受け止めようとしている - こどもがやりたいといった活動は、どう実現できるかを一緒に考えるようにしている - こどもが自由に遊ぶ・過ごすことができる時間を設けている - こどもがまた来たいと思えるような居場所になるよう心がけている - その場が居場所になるかどうかはこども本人が決めるものだという認識をスタッフ間で共有している

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#5 地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
地域のサポートを活用しながら居場所づくりをしているか	居場所に子どもたちをつなげ、また居場所の活動に必要な支援や運営リソースを得るためには、地域とのつながりが不可欠です。地域とのつながりや、既存の支援サービスに目を配りながら居場所づくりを推進しましょう。 < 具体例 > ・ こどもの居場所が継続できるように、地域や様々なつながりを持とうとしている ・ 自治体や社会福祉協議会、地域の自治会、学校等に相談・連絡を行っている ・ 自治体が紹介する居場所コーディネーターに相談をしている ・ 居場所にかかわりのある地域の施設（児童館、公民館、図書館、ユースセンター、等）や自治体の支援事業（立ち上げ・運営に関する相談支援、助成金や物資・ボランティア紹介、等）を利用している

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

#5 地域に開かれ、多様な関係者と協力して居場所を作っているか

振り返りのポイント	解説/具体的な取組例
地域と連携して居場所の情報をこどもに届けているか	こどもが居場所につながるためには、まず、地域の中にあるこどもの居場所が、こどもや保護者に知られている必要があります。居場所と地域が連携し、どこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信しましょう。 < 具体例 > • 地域の広報誌に居場所に関する情報を掲載する • 学校や自治体と協力し、対象とするこどもに居場所の存在を伝える

振り返り項目	振り返りの結果	
できていること		
今後取り組んでみたいこと		特に取り組んでみたいもの

参考資料05 地域全体の活動 中間目標・成果指標

#	視点（指針との対応）	中間目標	解説	自治体等の施策・取組・活動に関する指標	取組の結果、地域の状況に関する指標
0	第5章 推進体制等	居場所づくり推進のための体制が整っている	・こどもの居場所の重要性が自治体として共通理解となっている。 ・自治体の組織内部において、こどもの居場所全般に関して、責任の所在が明らかになっている。 ・居場所の運営者のみならず、居場所を支援・応援しようとする地域の個人・事業者にとっても、自治体のどこが担当で、誰に何を言えばいいのかわかるようになっている。 ・行政内連携（県と自治体）ができている。	・首長による居場所づくり推進の意見表明の有無 ・居場所づくり統括担当課（こどもの居場所は複数の所管にまたがるため）の有無 ・複数の部署を横断した推進体制の有無 ・関係者による協議会などの会議体の有無 ・居場所づくりに関する計画・ガイドライン等の有無	
1	共通する視点	こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所が運営されている	・地域内にあるすべてのこどもの居場所で、こどもの意見が居場所づくりに反映されている ・地域内にあるすべてのこどもの居場所で、こどもが居場所づくりに参画している	・こども・若者のニーズ等に関する調査の実施状況 例）該当自治体のこども・若者に対するカバー率 ・こども・若者からこどもの居場所について意見を聞いたり、その意見を反映する方法や場の有無	・こども・若者からこどもの居場所について意見を聞き、反映させる方法や場を通じて実現したアイデア・意見の有無 ・こども・若者に対する実感調査の回答状況 例）こども・若者に対するアンケートにおける「自分の意見がおとなに聞かれていると感じるか」「自分の意見が反映されていると感じるか」等の設問の回答状況
2	共通する視点	こどもの権利が擁護されている	・地域内にあるすべてのこどもの居場所で、こどもの権利が守られている ・居場所づくりに関わるおとながこどもの権利について理解し、遵守している ・こども自身が、権利を侵害された時の対応方法を含め、こどもの権利について理解している	・こどもの権利に関する教育プログラム・研修の実施回数（スタッフ向け、こども向け） ・こどもの権利に関するマニュアル・ガイドブックの作成有無	・こどもの権利に関する教育プログラム・研修を受けたスタッフ・こども/若者の割合・受講者数 ・こどもの権利に関する認知度（おとな）の回答状況 ・こども・若者に対する実感調査の回答状況 例）こども・若者に対するアンケートにおける「こどもの権利が守られているように感じているか」等の設問の回答 ・権利侵害に関する報告件数とその対応状況
3	共通する視点	官民が連携・協働して居場所づくりを推進している	・行政、民間双方が、お互いの権限と役割について共通理解に達している。 ・行政・民間双方が、協働して、地域の個人・事業者居場所づくりに関する理解と協力を呼び掛けられている ・行政のリソース（資金面・非資金面）を生かした居場所づくり支援が行われている ・居場所の運営者が、行政担当者顔と顔を合わせ、政策や現場の状況について意見交換できる機会が確保され、相互の意思疎通を通じた信頼関係が構築されている * 非資金面での支援とは、行政と居場所運営者との信頼関係の構築、地域の個人・事業者に対する支援の呼びかけ（寄付や食材支援の呼びかけ）、自治体による居場所のオーソライズ等、資金面以外での居場所支援を広く指す	・公式な官民連携協議会等の会議体の有無 ・官民を橋渡しし、連携を促進する中間支援団体の有無 ・中間支援団体に対する自治体等による支援の有無	・居場所運営者と自治体がコミュニケーションをとっている回数 ・行政主催イベント等（居場所の開催含む）に対して民間の居場所運営者が協力・参画した回数 ・民間主催のイベント等（居場所の開催含む）に対して行政の協力・参画した回数

4	ふやす	居場所の実態が明らかになっている	【供給側】 ・自治体内の居場所の数、機能、運営状況、支援の状況、居場所づくりに関わる中間支援組織等、居場所づくりの実態が明らかになり、周知されている ・すべての地域住民が、地域にある居場所の実態を知ることができる状態になっている ・すべての地域住民に、地域にある居場所の実態が周知されている 【需要側】 ・子ども・若者の居場所の有無や居場所の数・居場所に対するニーズの状況が明らかになっている	・居場所に関する実態調査実施の有無 ・居場所の開設数の把握の有無 ・居場所に関するデータベース（居場所マップなど）の有無 ・居場所に関するデータのオープンデータ登録の有無 ・居場所開設数の目標設定の有無 ・各居場所利用者の満足度調査の実施有無	・子ども・若者に対する実感調査の回答状況 例）子ども・若者に対するアンケートにおける「居場所と思える場所があるか」等の設問の回答状況 ・各居場所利用者の満足度調査の回答状況
5	ふやす	居場所づくりにおいて既存の地域資源が活かされている	・既存の施設や事業、企業と居場所づくりが連携している ・居場所づくりに対する近隣住民の理解がある ・子どもの居場所になっている、またはなる可能性の高い既存施設が、子どもの居場所としての機能を果たそうとする自覚と意欲をもっている（例：図書館が、図書の貸し出しという主要機能を超えて、こどもの居場所としても機能しているという自覚と意欲を持っている） ・既存施設がこどもの居場所として機能しようとする意欲と自覚を持つに至った際に、何をどうすればいいのかの適切なガイド・アドバイスが用意されている	・居場所づくりに活用可能な地域資源の数の把握の有無 ・地域資源の活用戦略・プラン・方針の有無 ・「結果としての居場所」の運営者・管理者等に、こどもの権利やこどもの居場所づくり指針のエッセンスを伝えるパンフレット等の作成有無	・居場所づくりに活用可能な地域資源の稼働状況 ・地域住民の居場所の認知度調査の回答状況 ・地域住民のボランティア参加数 ・居場所づくりに参加する地域の企業の参加数
6	ふやす	居場所づくりの立ち上げが容易な状態になっている	・居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、まず誰に相談したらいいのか、適切な窓口が地域全体に周知されている。 ・居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者が、その意欲を阻害されないような地域の環境づくりが行われている（行政からの応援メッセージの発出や、自治会・町内会・商工会等に対する啓発活動の推進など） ・居場所づくりに意欲のある地域の個人・事業者と、居場所づくりを進めようと考えている行政や中間支援団体が出会える機会（立ち上げ支援講座など）が十分に用意されている	・居場所の立ち上げに関するガイドブック・マニュアルの有無 ・担い手の育成プログラム・研修の実施数 ・地域コーディネーターの配置数 ・居場所づくりに対する助成金有無・支援総額 ・地域コーディネート団体への事業委託の有無	・居場所の立ち上げに関するガイドブック・マニュアルの活用状況 ・担い手の育成プログラム・研修の参加者数 ・育成プログラム実施後の居場所の開設状況
7	ふやす	居場所づくりの取組が継続しやすい状態になっている	・個人・事業者を問わず、地域にいるすべての者が、居場所の存在と、それに対する支援・応援の仕方を知っている。 ・支援・応援した者および地域全体が、寄付総額・支援物資の総量・それによって居場所の現場と参加者に何がもたらされたか、それによる変化（アウトカム）を知れるようになっており、それが次の支援・応援につながる工夫（ドナージャーニーと言う）が行われている。 ・上記の結果として、こどもの居場所づくりに関わる運営者・スタッフが、ヒト・モノ・カネの心配をせずに、参加することも十分に向き合える時間的・精神的余裕が持てている。	・居場所づくりに対する助成金の有無・支援総額 ・居場所の運営における資金調達の多様性（資金源の数）	・居場所の継続年数/長期的に運営されている居場所の数 ・主要な運営スタッフ以外のボランティア参加者数

8	ふやす	災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持てるよう、準備されている	・災害時などの非常時であっても、こどもが居場所を持つことができる ・災害時に外部団体の支援を受けられる関係性を、平時から構築している	・災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握状況 ・自治体の防災計画における居場所づくりの記載有無 ・各居場所における災害に備えた備蓄の有無 ・災害時の対応に関する勉強会・研修の実施有無	・災害時の対応に関する勉強会・研修の参加者数
9	つなぐ	こども・若者が居場所を見つけやすい状態になっている	・すべてのこどもに、居場所の存在や開催概要（日時など）が周知されている ・すべてのこどもに、居場所へのアクセスが保障されている	・居場所に関するデータベース（居場所マップなど）の有無 ・地域・学校・こどもに対する居場所の情報発信の有無	・小学校区あたりの居場所の設置数（充足率） ・中高生年代以上を対象とする居場所の設置数 ・居場所の年代別利用者数 ・こども・若者に対する実感調査の回答状況（再掲） 例）こども・若者に対するアンケートにおける「居場所と思える場所があるか」等の設問の回答状況
10	つなぐ	支援が必要なこどもが適切な支援に繋がっている	・居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこども（貧困・虐待等）の存在に気づいた場合、必要な支援につながる仕組みや、運営者と専門機関の連絡体制が構築されている ・居場所の運営者・スタッフが、さまざまな課題を抱えたこどもの存在に早期に気づけるような研修や学習の機会が確保されている	・専門的な支援機関と居場所の接続状況	・専門的な支援機関から支援を受けた子どもの数
11	みがく	居場所同士や関係機関が連携・協働している	・すべての居場所の運営者らが、お互いに顔を合わせ、運営上のアドバイスをし合える機会が確保され、運営者が孤立を感じない環境が整えられている。	・居場所同士のネットワークの有無 ・ネットワークにおける勉強会等の実施有無 ・他地域やネットワークにおける先進事例についての学習や研修の実施状況	・ネットワークに加入している居場所の数
12	みがく	環境の変化に対応した居場所づくりが実践されている	・すべての居場所が、参加者の数、構成、課題の有無の変化や推移に留意し、それらの変化にもっとも適切に対応する運営上の工夫を行っている。 ・すべての居場所が、上記の変化の背景にある地域・社会情勢（地域の公共交通の整備状況、全国の不登校児童の増減、物価高騰等による生活困難層の増大など）に敏感になり、適時適切に情報を収集している	・こども・若者のニーズに関する調査の実施有無 ・固有の居場所の運営者に対する、こどもを取り巻く社会状況に関するニュースや情報の共有状況 ・こどもを取り巻く社会状況の変化に関する勉強会・研修の実施有無	・こどもを取り巻く社会状況の変化に関する勉強会・研修の参加者数
13	ふりかえる	居場所づくりのふりかえりが実施されている	・居場所の運営者及び自治体等が、居場所の運営方法やこどもの参画状況、地域の個人・事業者や行政との連携関係などを、質量両面からふりかえり、運営改善に結びつけている。	【固有の居場所でのふりかえり】 ・各居場所に対する各種ガイドライン・チェックリスト・自己点検ツール等を用いた振り返りの周知広報の実施有無 【地域全体としてのふりかえり】 ・こどもの居場所に関する計画の見直し・修正の機会の有無 ・居場所にまつわるエピソード（こどもや参加者の変化、地域住民の変化等を表すストーリー）の収集・可視化状況	【固有の居場所でのふりかえり】 ・各居場所における振り返りの実施状況 【地域全体としてのふりかえり】 —

#	参考事例（詳細）	参考事例（リンク）
	杉並区 児童館の段階的廃止から、存続・強化という方向性に舵を切ったと同時に、再編の取り組みの検証を行ったうえで、こどもの居場所基本方針の策定に着手した。 徳島県 0 地域の居場所づくりに伴えるような人材を増やすことを目的として、居場所運営の経験を有する方を対象とした居場所づくりアドバイザーの育成を実施。県の社協が実施しているこどもの居場所づくり推進基金の助成を受けている団体、または県が指定する児童福祉・青少年育成の関係で指定している研修を修了しているものをアドバイザー養成の受講対象としている。 堺市社会福祉協議会 自治体と社会福祉協議会が、居場所づくりに関する計画策定の段階から連携している。	杉並区 ・より良い子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s059/1264.html ・東京新聞 杉並区、児童館は「存続・強化」へ 岸本聡子区長が表明 「少子化の時代だからこそ地域社会に対する投資」（2024年9月11日掲載） https://www.tokyo-np.co.jp/article/353550 徳島県 ・「こどもの居場所づくり」について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ppannokata/kenko/kosodateshien/7220947/ 堺市社会福祉協議会 ・報告書本編参照
1	杉並区 こどもの居場所づくり基本方針策定にあたっては、こどもの声を聞くことを重視し、こどもを対象とするアンケートやワークショップを実施した。 世田谷区 児童館の運営に対する意見を表明できる「こどもの声ポスト」を児童館に設置するほか、こどもが主体的にイベントを企画・運営するこども企画などを児童館職員が応援する仕組みを導入している。	杉並区 ・子どもから意見を聴く取組 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s059/1268.html 世田谷区 ・等々力児童館 こどもの声ポスト、はじまっています https://www.city.setagaya.lg.jp/03070/11250.html
2	世田谷区 子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関の「せたホット」と連携したこどもの権利の周知・啓発に取り組んでいる。「せたホット」の相談員を招き、こどもの意見を尊重しながら対応した相談事例を交えながら、こどもの権利について地域の方向けの研修会を実施。また、こどもにも「せたホット」にアクセスしてもらい、児童館に対する意見を募っている。	世田谷区 ・せたがやホットと子どもサポート「せたホット」 https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html#p9
3	世田谷区 3 フローターがこどもの居場所を定期的に訪問し、信頼関係を構築している。居場所が抱えている課題感をヒアリングし、適切な支援先に繋げている。	世田谷区 ・報告書本編参照
4	徳島県 4 徳島県こども食堂などに委託し、こどもの居場所の見える化に向けた調査を実施している。調査にあたっては、活動の開催内容、開催状況について運営者からヒアリングを行い、ガイドラインの定義・目的に沿った居場所をカウントしている。収集した情報は、徳島県こども食堂などのみならず、徳島県オープンデータポータルサイトに掲載している。	徳島県 ・「こどもの居場所づくり」について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ppannokata/kenko/kosodateshien/7220947/
5	杉並区 5 こどもが居場所と感じるところが居場所であるという理解のもと、基本方針を策定するための検討会には、児童館を所管する児童青少年課だけでなく、公園や図書館、スポーツ施設を所管する部署の担当者も参加した。	杉並区 ・杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s059/1269.html
6	徳島県 6 食衛生管理者の資格を所持していなくてもこども食堂の開設ができるように、衛生手続きを緩和した。開設にあつてのハードルが下がり、こども食堂の増加に効果があった。衛生管理に問題がないよう、別途保健所で対面の衛生指導は受けてもらっている。また、居場所の運営者を対象とした研修、アドバイザー養成の研修で留意事項の再確認・衛生管理の徹底を周知している。	徳島県 ・子ども食堂における食事提供行為について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ppannokata/kurashi/shokunoanzen/7204956/
7	鳥取市 7 2017年11月に食堂の運営者や企業・団体、行政が一体となった鳥取市地域食堂ネットワーク（麒麟のまち地域食堂ネットワーク）が設立。地域食堂ネットワークでは、家庭で余った食材などを集め各地域食堂などで利用するフードドライブ事業を実施している。2019年2月に日本郵便と提携し、因幡地区連絡会内の郵便局55局と鳥取中央郵便局にフードボックスを設置。2024年10月にはセブンイレブンジャパンとも協定を結び、市内にあるコンビニ15店舗に回収ボックスを設置している。2024年の鳥取環境大学による調査では、提供食材によって重量・カロリーベースで6～8割、価格ベースで9割をまかなえているという結果が示されている。 堺市社会福祉協議会 さかいこども食堂ネットワークに加盟することで、施設所有（管理）者賠償責任保険・施設入場者傷害保険に加入（掛け金を市民からの寄附金で負担）することができる。	鳥取市 ・麒麟のまち地域食堂ネットワーク https://chiikisyokudounet-kirin.com/about/ ・鳥取市の地域食堂及びネットワーク形成過程や推進について https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e920410f-f3b9-4a56-9bc8-7e157a582147/cd7a800c/20240628-policies-ibasho-hoit43jreoisdu-03.pdf 堺市社会福祉協議会 ・子ども食堂ネットワークについて https://www.sakai-syakyo.net/KSN/html/network.html
8	－	－
9	徳島県のオープンデータ化の取り組み（4番に記載）	徳島県 ・報告書本編参照
10	徳島県 10 不登校のこどもを対象としたコミュニケーショントレーニングや、大学生が中心となって運営する中高生向けの居場所など、居場所を核とした多様なアプローチによる取り組みを支援	徳島県 ・報告書本編参照
11	郡山市 2008年11月にこおりやま子ども若者ネットワークが設立される。2022年6月時点で33団体が加盟。団体を越えて地域で若者たちを支えられるネットワークを目標としている。月1回の車座会議には加盟団体が集まり、活動の実践報告や相互理解、議論を行っている。こおりやま子ども若者ネットワークセンター「ゆ〜くる」の運営も担っている。 徳島県 こどもの居場所運営者をはじめ、地域でこどもの支援に関わる方の交流会を開催し、地域における連携体制づくりを実施。機能強化やネットワークづくりに取り組むこども食堂への支援を行っている。	郡山市 ・こおりやま子ども若者ネットワーク https://kowakanet.localinfo.jp/ ・こおりやま子ども若者ネットワークセンター「ゆ〜くる」 https://yu-kuru.kowakanet.or.jp/ 徳島県 ・報告書本編参照
12	静岡市 12 静岡市教育支援センターでは不登校の状態にある児童生徒のために「ふれあい教室」「かがやく教室」「はばたく教室」を設置し、生活や学習に係る相談及び指導等を行うことにより、将来の社会的自立を支援している。また、しずおかバーチャルスクールでは不登校の児童・生徒に向けて、新しい居場所、学びの場になるような仮想空間を2025年1月より試行開始。3Dメタバース内でオンラインによる交流・学習・体験を促している。	静岡市 ・静岡市教育センター https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/s002324.html ・しずおかバーチャルスクール https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoku/kyoiku/futokoshien/1063503/index.html
13	徳島県 13 こども家庭庁の調査研究報告書に則り、利用者を対象として5段階で満足度を評価している。	徳島県 ・報告書本編参照

令和 6 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

事業報告書

令和 7 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)